

平成28年度
武蔵野市第三次男女共同参画計画
(平成26～30年度)
推進状況調査報告書

武蔵野市

はじめに

武蔵野市では、「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」を制定し、平成29年4月から施行しています。また、男女平等を推進する施策を総合的かつ計画的に実施するため「武蔵野市男女共同参画計画(平成30年度以降、武蔵野市男女平等推進計画に改称予定)」を策定し、様々な施策に取り組んでいます。

この報告書は、条例第10条に基づき「武蔵野市男女共同参画計画」の進捗状況について年次報告書として作成したものです。

全ての人々が、性別等にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女平等社会の実現に向けて、計画の総合的かつ横断的な推進を図っていきます。

平成29年12月

目次

1. 武蔵野市第三次男女共同参画計画施策の体系図	P 1
2. 武蔵野市第三次男女共同参画計画推進状況調査報告書	P 2
3. 武蔵野市における委員会・審議会等への女性の参画状況	P29
4. 都区市町村の議会・委員会等の女性比率の比較	P33
5. 武蔵野市の職員の女性比率	P34
6. 武蔵野市男女平等推進審議会評価	P35
参考資料「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」	P42

報告書の見方

(1) 施策の区分(本書P. 2～)

「**継続**」 前計画から引き続き行っていく事業。レベルを落とすことなく推進していきます。

「**充実**」 前計画に位置づけられていた事業で、計画期間である5年間に、内容を充実していくものです。

「**新規**」 今回の第三次男女共同参画計画から、新しく取り組む事業です。

(2) 主管課の自己評価(本書P. 2～)

【評価基準について】

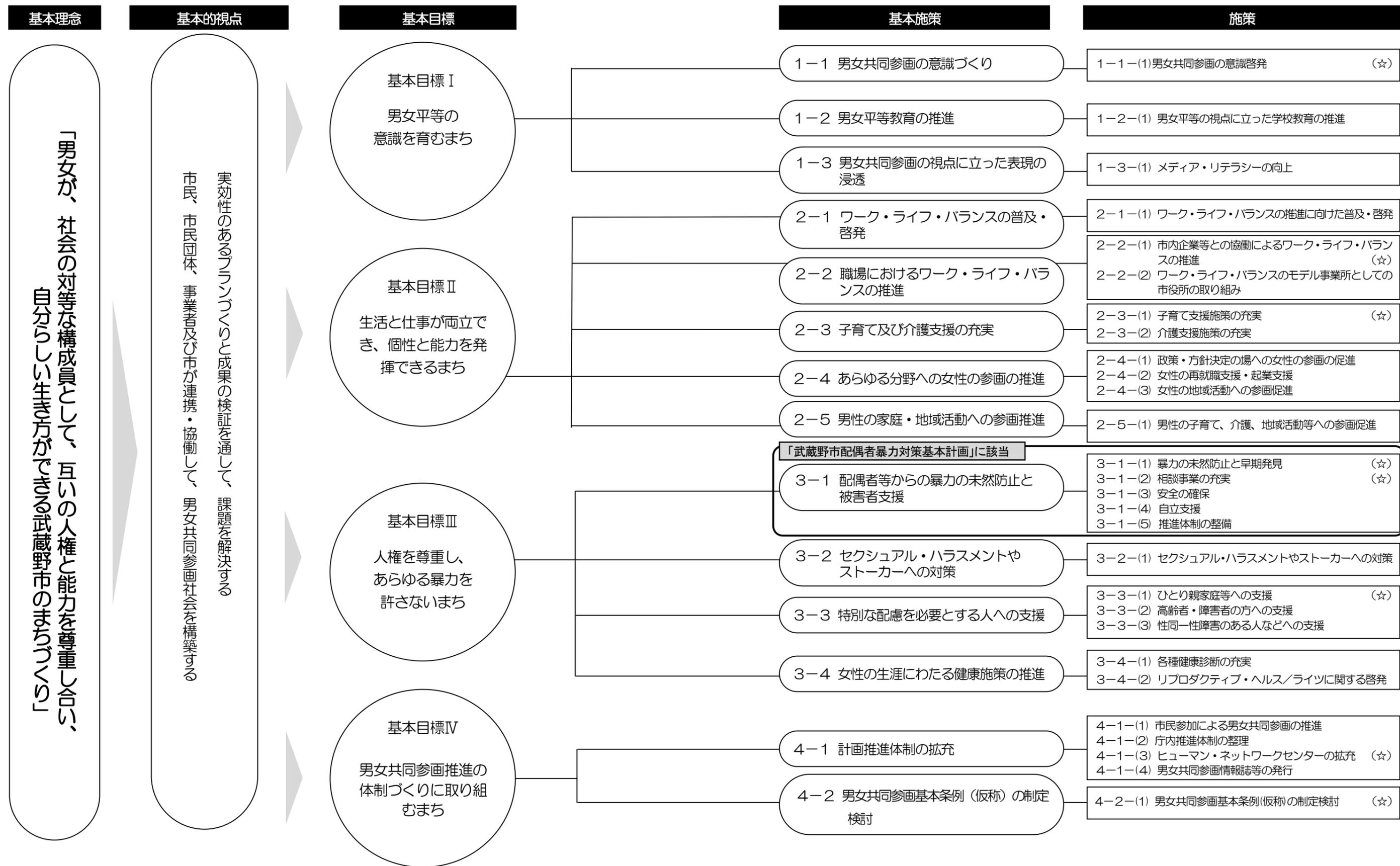
A: 順調または目標達成
B: 概ね順調だが、さらに工夫が必要
C: 検討が必要
D: 実施せず

(3) 武蔵野市男女平等推進審議会による評価(本書P. 35～)

(2)の主管課の自己評価をもとに、武蔵野市男女平等推進審議会が基本目標に対する効果の度合いを基本施策ごとに下記の基準により評価しました。

◎…順調である	効果的な取り組みができている場合
○…概ね順調である	全体的に推進が図られている場合
△…課題がある	ある程度の成果は認められるが一部課題がある場合
×…不十分である	事業に取り組めていない、成果がない場合

1. 武蔵野市第三次男女共同参画計画の体系図 (印は重要施策)



2. 武蔵野市第三次男女共同参画計画推進状況調査報告書

基本目標								
基本施策								
施策								
事業名	事業概要	区分	主管課	平成28年度事業予定	平成28年度事業実績	評価	平成29年度事業予定	
基本目標Ⅰ 男女平等の意識を育むまち（新規:1/継続:8/充実:3）								
基本施策1 男女共同参画の意識づくり								
(1)男女共同参画の意識啓発(☆)								
1	男女共同参画意識の醸成のための講座や研修等の開催	男女共同参画意識を醸成するため、武蔵野地域自由大学を中心とした五大学との共同事業をはじめ、ヒューマン・ネットワークセンターなどの各種講座を開催する。	継続	生涯学習スポーツ課	武蔵野地域五大学の協力を得て、武蔵野地域自由大学、武蔵野市寄付講座、武蔵野地域五大学共同講演会、武蔵野地域五大学共同教養講座などを開催する。	武蔵野地域五大学の協力を得て、自由大学講座2講座、武蔵野市寄付講座5講座、武蔵野地域五大学共同講演会6講演会、武蔵野地域五大学共同教養講座5講座などを実施した。	B	武蔵野地域五大学の協力を得て、武蔵野地域自由大学、武蔵野市寄付講座、武蔵野地域五大学共同講演会、武蔵野地域五大学共同教養講座などを開催する。
				男女平等推進センター	引き続き、第三次計画の課題に沿った託児付講座を開催する。	男女平等推進センター及びむさしの男女共同参画市民協議会への事業委託により、多彩なテーマの講座(原則託児付)を開催し、男女平等意識の啓発を行った。(19企画24講座、参加者延750人、託児93人)	B	平成29年度に設置する男女平等推進センター企画運営委員会において、第三次男女共同参画計画の課題に沿った講座を企画実施する。
2	男女共同参画週間事業の実施	男女共同参画関係団体と市民で構成する実行委員会を組織し、男女共同参画社会実現のための週間事業を実施する。	充実	男女平等推進センター	男女共同参画週間事業実行委員会を設置し、啓発活動と団体間ネットワーク化を図るため、男女共同参画週間にあわせ講演会・映画上映会・パネル展示など事業を行う。また、実行委員の窓口を広めるため、市報で委員を公募するほか、引き続き企画公募も行う。	男女共同参画週間(6月23日～29日)に男女共同参画フォーラム2016を実施し意識啓発に努めた。公募による2企画の参加があった。(11事業、参加者延515人、託児13人)	B	男女共同参画週間事業実行委員会を設置し、啓発活動と団体間のネットワーク化を図るため、男女共同参画週間に合わせ講演会・映画上映会・パネル展示などの事業を行う。
3	国際的理解を深めるための取り組み	先進諸国の女性の地位向上に関する取り組みを周知するほか、国際協力活動を行う団体を支援する。	継続	男女平等推進センター	男女共同参画フォーラムの中で、ヨーロッパ、東南アジア、北米における女性を中心とした人身取引の問題を取り扱う映画上映を行い、日本の実態も紹介する。	男女共同参画フォーラムで、諸外国における女性を中心とした人身取引の問題を取り扱う映画上映を行った。また、国際協力活動を行う団体への活動助成を行った。	B	男女共同参画フォーラムで、南太平洋の国々の女性の生活を通して自然や伝統を尊重しながら独自の男女共同参画意識を持ち生きていく姿を紹介する。

4	図書館における情報提供	男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動にあわせ、図書館での特設コーナーを設置するなど啓発に努める。	新規	図書館	前年度と同内容の実施を予定	中央図書館11月ミニトピックス「女性に対する暴力をなくす運動」56冊を展示。 武蔵野プレイス10月青少年啓発事業「自分らしくいられる社会へ～多様な性について考えよう～」32冊展示	A	前年度と同内容の実施を予定
5	「まなこ」「そよ風」の発行	男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画情報誌「まなこ」やヒューマン・ネットワークセンターだより「そよ風」を発行する。市民が編集する「まなこ」は、ヒューマン・ネットワークセンターの専門性が活用できるよう検討する。	充実	男女平等推進センター	第三次計画の課題に沿ったテーマについて、『まなこ』と『そよ風』を発行する。また、センターの専門性を活かすため、まなこ編集委員とサポーターを対象に、センター専門職員から研修を行う。	「まなこ」では、キャリア教育・家庭内モラルハラスメント・多様な視点からの防災を特集した。なお、講座報告をメインとする「そよ風」は、広報の効率化の観点から、第56号をもって終了し、『まなこ』に統合した。	A	「まなこ」100号では、男女平等の推進に関する条例の制定と「まなこ」の変遷について特集する。また、100号を記念したパネル展を実施し、さらなる周知を図る。

基本施策2 男女平等教育の推進

(1) 男女平等の視点に立った学校教育の推進

6	男女平等教育の推進	道徳教育、人権教育を中心に、男女が互いに理解、協力し、高め合う教育を推進する。	継続	指導課	人権教育の全体計画及び年間指導計画に基づき、道徳教育を含めた各教科等で、計画的に男女平等教育を行っていく。	人権教育の視点を踏まえ、各教科等で計画的に、男女平等教育を行った。	B	人権教育の全体計画及び年間指導計画に基づき、道徳教育を含めた各教科等で、計画的に男女平等教育を行っていく。
7	人権尊重教育の推進	人権教育推進委員会において人権教育に関する指導資料等を作成し、人権尊重・男女平等教育を推進する。	継続	指導課	市内各校1名ずつの教員を委員とした人権教育推進委員会を開催し、研修や授業研究等を計画的に行う。また、その成果をまとめた研究報告書を作成して全校に配布する。	市内各校の1名ずつの教員を委員とした人権教育推進委員会を年間5回開催し、研修や施設見学等を計画的に行った。年度末にその成果をまとめた研究報告書を作成して全小中学校に配布した。	B	人権教育推進委員会を年間5回開催し、引き続き研修や授業研修を行っていく。男女平等教育に関する人権教育の一つとしてデートDVを取り上げ、児童・生徒への指導の在り方などについて理解を深める。
8	生活指導や進路指導の充実とキャリア教育の推進	個性尊重、男女平等の視点から生活指導や進路指導を行うとともに、キャリア教育として望ましい職業観・勤労観を育成する。	継続	指導課	小・中学校全校で9年間を見通してキャリア教育全体計画を作成し、児童・生徒の基礎的・汎用的能力の育成を図る。引き続き全中学校の第2学年で男女の固定的役割にとらわれない職場体験学習を実施する。	小・中学校全校で9年間を見通して、キャリア教育全体計画を作成し、児童・生徒の基礎的・汎用的能力の育成を図った。全中学校の第2学年で、3日間の職場体験学習を実施した。	B	進路指導担当者会で、キャリア教育をテーマとした研修会を行う。職業調べや職場体験学習のみに留まらず、多様な生き方を主体的に考えられるよう、キャリア教育を推進する。

9	教職員への研修の充実	教職員に対し男女共同参画についての理解を深めるため、研修を充実させる。	継続	指導課	第五中学校の研究成果を各校の人権教育に生かすとともに、全校の管理職及び主幹教諭等の都教育委員会主催の人権教育に関する研修への参加とともに、人権教育プログラムを活用した校内研修を全校で実施する。	第五中学校の研究成果を各校の人権教育に生かせるよう情報を共有した。全校の管理職及び主幹教諭等の都教育委員会主催の人権教育に関する研修への参加を促した。また、人権教育プログラムを活用した校内研修を全校で実施した。	B	全校の管理職、主幹教諭等及び進路指導担当者の都教育委員会主催の人権教育に関する研修への参加とともに、人権尊重教育推進校の研究・実践等に関するブロック連絡会の参加をする。また、人権教育プログラムを活用した校内研修を全校で実施する。
10	発達の段階を踏まえた性に関する指導の適切な実施	児童・生徒の発達の段階を踏まえて、学習指導要領に示された性に関する指導を適切に行う。	継続	指導課	引き続き、人権教育の視点に立った性に関する指導の適正な実施について、学校への周知・徹底を図る。	人権教育の視点に立った性に関する指導の適正な実施について、学校への周知・徹底を図った。	B	小学校での保健、中学校での保健分野などの学習とも関連させて、人権教育の視点に立った性に関する適正な指導を、周知・徹底する。

基本施策3 男女共同参画の視点に立った表現の浸透

(1)メディア・リテラシーの向上

11	メディア・リテラシーを高める学習や講座の開催	地域の大学等の協力を得て講座等を開催するほか、公立学校においては、情報モラル教育の一層の充実を図る。	継続	生涯学習スポーツ課	武蔵野地域五大学等の協力を得て講座等を開催する。	武蔵野地域五大学の協力を得て、自由大学講座2講座、武蔵野市寄付講座5講座、武蔵野地域五大学共同講演会6講演会、武蔵野地域五大学共同教養講座5講座などを実施した。	B	武蔵野地域五大学等の協力を得て講座等を開催する。
				指導課	引き続き、教職員のリテラシーの向上を図りながら、児童・生徒の情報モラル教育の充実を図る。	教員研修による教職員のリテラシーの向上とともに、SNS学校ルールやSNS家庭ルールづくりなど、児童・生徒の情報モラル教育の充実を図った。	B	ICT教育推進委員会でメディアリテラシーに関する各校の授業実践等について情報共有し、情報モラル教育のより一層の充実を図る。
				男女平等推進センター	ヒューマン・ネットワークセンター委託事業で、メディア・リテラシー講座を実施予定	啓発講座「ディズニーアニメのヒロインに学ぶメディア・リテラシー」を実施した。(参加者23人、託児3人)	B	メディアの特性を読み解き、情報を評価・識別する力の養成を講座等により支援していく。
12	行政刊行物の表現の見直し	市が発行する刊行物等について、「手引き」などを作成し、人権尊重、男女平等の視点から適切な表現をするよう努める。	充実	秘書広報課/男女平等推進センター	市が発行する刊行物等についての「手引き」作成に向け、関係課と協議し検討する。	他自治体が作成した表現ガイドラインを取り寄せ研究した。	C	「手引き」作成に向け関係課と協議し検討の上、平成29年度末に着手する。

基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち（新規：3/継続：21/充実：14）

基本施策1 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

(1)ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発

13	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた講演会や情報提供の実施	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた理解を深めるため、講演会や情報提供などを実施する。	継続	子ども政策課	検討中(講演会は隔年開催のため平成29年度予定)	『地域と、暮らしと、ハタラクカイギ2017』というタイトルのトークイベント実施によりWLBの啓発を行った。(参加者51人)	B	複業をテーマとする『ハタラクカイギ2018』を関係課(生活経済・男女平等推進センター・子ども政策・高齢者支援課)との共管で実施予定。
				男女平等推進センター		『地元企業の女性と考える しなやかなワークスタイル』というタイトルのトークイベントの実施によりWLBの啓発を行った。(参加者36人、託児4人)	B	引き続き、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた理解を深めるための講演会や情報提供などを実施する。
14	「まなこ」でワーク・ライフ・バランスの掲載	男女共同参画情報誌「まなこ」で、男性の地域参加促進や女性の就労などワーク・ライフ・バランスに関わる情報を提供する。	継続	男女平等推進センター	引き続き、ワーク・ライフ・バランスに関わる情報を掲載できるよう検討する。	防災をテーマにした「まなこ」99号では、自主防災組織を紹介し、市民の地域防災への参画を促した。	B	引き続き、ワーク・ライフ・バランスに関わる情報を掲載できるよう検討する。

基本施策2 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

(1)市内企業等との協働によるワーク・ライフ・バランスの推進(☆)

15	市内企業の両立支援促進に向けた融資制度やアドバイザー派遣制度等の研究	両立支援に積極的に取り組む企業に対する融資制度を検討するとともに、企業の要請に応じて専門家を派遣するアドバイザー派遣制度を研究する。	新規	生活経済課/男女平等推進センター	両立支援に積極的に取り組む企業に対する融資制度を含む支援について検討するとともに、都労働相談情報センターの実施する専門家派遣事業の周知を図る。(生活経済課)	都労働相談情報センターの実施する専門家派遣についてチラシの配架、市ホームページでの情報提供を行った。(生活経済課)	B	両立支援に積極的に取り組む企業に対する融資制度を含む支援について検討するとともに、都労働相談情報センターの実施する専門家派遣事業の周知を図る。(生活経済課)
16	両立支援推進企業・団体に対する公契約上の優遇に関する総合評価方式の試行実施	工事請負契約の入札において、総合評価方式を試行し、男女共同参画の推進を評価項目に入れ市内企業の育児休業等を促進する。	継続	管財課	設計金額5,000万円以上の工事を対象に、3～5件程度の総合評価方式(試行)の実施を予定している。	総合評価対象工事はなかった。	C	設計金額5,000万円以上の工事を対象に総合評価方式(試行)を継続する。 29年度は3件程度実施する。
17	市内事業所に向けた情報発信の充実(国・都・市の助成制度等の周知)	市内事業所に向けた講座、セミナーを開催し、事業所内啓発・推進役育成や国・都・市の助成制度等の周知を図る。	充実	生活経済課	都労働相談情報センター等、関係機関のチラシ配架・配布、市報や市ホームページでの情報掲載を行う。	都労働相談情報センター等、関係機関のチラシ配架・配布、市報や市ホームページでの情報掲載を行った。	B	都労働相談情報センター等、関係機関のチラシ配架・配布、市報や市ホームページでの情報掲載を行う。
				生活経済課/子ども政策課/男女平等推進センター	市内事業者に向けた啓発方法について検討する。	実績なし	D	商工会議所等との連携を図り、市内事業者に向けた啓発方法について検討する。

18	両立支援に関する企業活動の取り組み事例紹介	両立支援に関する企業活動の取り組み事例紹介を行うよう検討する。	新規	生活経済課	関連事業のリーフレット等の配架・配布を行う。また、都や厚生労働省が実施する認定事業の広報や事例の周知に努める。	関連事業や制度のリーフレット等の配架、配布や、都や厚生労働省が実施する認定事業の広報を行った。	B	関連事業のリーフレット等の配架・配布を行う。また、都や厚生労働省が実施する認定事業の広報や事例の周知に努める。
				男女平等推進センター	引き続き、市内事業者の実態把握に努める。	市内企業2社との共催で、働き方について考えるイベントを実施し、企業の制度を活用しながら活躍する女性のロールモデルを紹介した。	B	両立支援や女性活躍推進に積極的な企業の取り組み事例の紹介を行うよう検討する。
19	育児・介護休業制度の企業への普及の推進	育児・介護休業制度について企業に向けた啓発や働きかけを行う。	継続	生活経済課	都労働相談情報センター等関係機関のチラシ、リーフレット等の配架・配布、市報や市ホームページでの情報提供を行う。	都労働相談情報センターのチラシ、リーフレットを配架、配布し、市報や市ホームページへの情報掲載を行った。	B	都労働相談情報センター等関係機関のチラシ、リーフレット等の配架・配布、市報や市ホームページでの情報提供を行う。

(2) ワーク・ライフ・バランスのモデル事業所としての市役所の取り組み

20	男性の育児休業等の取得促進	男性の育児参加や育児休業取得を促進し、男女共に仕事と育児・介護を両立できる環境整備を進める。	充実	人事課	・引き続き男性の育児休業取得を促進できるよう、出産予定報告書の提出により、休暇休業制度についてのご案内を実施する。また、出産前後に取得できる「育児参加のための休暇」の導入について検討を進める。 ・介護休暇は、引き続き事情に合わせた休暇を取得できるよう内容の再検討を行う。	・市長及び管理職のイクボス・ケアボス宣言を行い、育児・介護を両立できる環境整備を進めることを周知した。 ・庁内報で男性の育児休業取得者数が増加していることを周知し、さらなる取得しやすい環境づくりを図った。 ・介護休暇取得期間の上限撤廃や、介護時間創設の検討を行った。 ・子の看護休暇の年齢要件を中学校就学前までに拡大した運用を開始した。	B	・介護に係る休暇等は制度創設等を行い、活用のための周知を行う。 ・引き続き、男性の育児参加のための休暇導入について検討する。 ・出産予定報告書の提出があった職員には必ず連絡し、育児に係る制度等の案内を行う。
					・前年度と同様、「カエルデー」の月1回の実施や「YY月間」の徹底を呼びかける。 ・年休取得日数が少ない職員を所属長宛てに公表し、28年中の年休取得日数が最終的に10日以上になるよう呼びかける。 ・効果的な超過勤務縮減策を検討する。	・「カエルデー」の月1回の実施、「YY月間」の徹底を呼びかけた。 ・会議が多い、長いなど非効率であることを改善するため、「会議のスタンダード」について、再周知と徹底を図った。 ・「業務改善プロジェクト」の初年度として、具体的なアクションについて検討した。	B	・引き続き、「カエルデー」「YY月間」を実施する。 ・超勤時間が特に多い職員とその所属長に対する意識付けの強化のため、所属職員が超勤を45時間以上行った場合に、所属長が「超過勤務命令(長時間)対応策届出書」を提出する。 ・自分の作業に集中し、課題を徹底的に片づける時間:「集中タイム制」を試行する。
21	長時間勤務の是正	年次有給休暇の取得や超過勤務の縮減を促進し、長時間勤務を是正する。	充実	人事課	・前年度と同様、「カエルデー」の月1回の実施や「YY月間」の徹底を呼びかける。 ・年休取得日数が少ない職員を所属長宛てに公表し、28年中の年休取得日数が最終的に10日以上になるよう呼びかける。 ・効果的な超過勤務縮減策を検討する。	・「カエルデー」の月1回の実施、「YY月間」の徹底を呼びかけた。 ・会議が多い、長いなど非効率であることを改善するため、「会議のスタンダード」について、再周知と徹底を図った。 ・「業務改善プロジェクト」の初年度として、具体的なアクションについて検討した。	B	・引き続き、「カエルデー」「YY月間」を実施する。 ・超勤時間が特に多い職員とその所属長に対する意識付けの強化のため、所属職員が超勤を45時間以上行った場合に、所属長が「超過勤務命令(長時間)対応策届出書」を提出する。 ・自分の作業に集中し、課題を徹底的に片づける時間:「集中タイム制」を試行する。

22	働き方の見直し促進	ファミリーデーや育児・介護経験者による講演会、職員同士の座談会など自身の働き方を見直す機会を創出する。	充実	人事課	他課での子育て情報交換、課内での家族交流を行うファミリーデーの実施のほか、引き続き職員同士の情報交換ができる機会を創出する。	先輩職員の体験談や工夫したことを参考とするための、復職時の不安を解消する育児休業者同士の懇談会を実施した。	A	・引き続き、育児休業取得者と先輩職員の座談会を開催する。 ・仕事と育児・介護両立のための時短術などのアイデアを共有する。
----	-----------	---	----	-----	--	---	---	---

基本施策3 子育て及び介護支援の充実

(1)子育て支援施策の充実(☆)

23	子育て支援施設の整備	孤立しがちな子育て家庭を支援するため、親子の交流の機会を提供する施設の整備を行う。	充実	子ども政策課	・市民意見交換会等 ・ニーズ調査結果の分析	第五期長期計画・調整計画において「桜堤児童館における子育て支援機能の充実」と記載しており、平成28年度は、市民意見交換会を3回、小中学生や保護者へのアンケート調査を実施した。	C	・市民意見交換会等 ・ニーズ調査結果の分析
24	子育て支援施設のサービスの充実	認可保育園における専門職の活用による相談事業などを実施する。	継続	子ども育成課	保育士だけでなく、栄養士や保健担当などの専門職を活用した相談事業や体験保育、各種イベントを各保育園において実施する。	27年度に引き続き、「プレママのひろば」事業や「あかちゃんのひろば」事業を実施し、栄養士や保健担当も参加者からの相談に応じた。また、園庭開放による地域交流、栄養士による離乳食講座、救急法講座などの各種イベントも実施した。	B	引き続き、各保育園での子育て支援イベントを実施する。市民の参加を促進するため、健康課が所管する「ゆりかごむさしの」事業との連携による情報共有及び広報・啓発を図る。
25	子育て支援団体の育成支援と連携強化	子育て支援団体リーダー研修会など人材育成やネットワーク作りを図り、子育て家庭を支援する。	継続	子ども政策課	・講座や講演会は引き続き開催予定。 ・子育てフェスティバルは、10月29日に市役所で実施予定。基本的には前年度と同様の運営方法であるが、子育て家庭、地域、団体、施設などがつながるとい事業目的の達成のため、実行委員会等を通じて適時適切に改善を図っていく。 ・子育てひろばネットワーク会議は、より参加者が主体的に関われるよう、内容についても検討し、年2回実施を予定。	・子育てひろばボランティア養成講座、子育て支援者講演会などの研修会を開催した。 ・10月29日に子育てフェスティバルを開催した。NPOや地域団体など様々な主体が参画し、団体同士がつながるきっかけをつくるイベントとして充実を図った。 ・9月及び2月に子育てひろばを運営、実施している施設や団体、公的機関などの関係者による子育てひろばネットワーク会議を開催した。	B	・講座や講演会は引き続き開催予定。 ・子育てフェスティバルは、10月28日に市役所で実施予定。基本的には前年度と同様の運営方法であるが、子育て家庭、地域、団体、施設などがつながるとい事業目的の達成のため、実行委員会等を通じて適時適切に改善を図っていく。 ・子育てひろばネットワーク会議は、より参加者が主体的に関われるよう、内容についても検討し、年2回実施を予定。
26	ファミリーサポート事業への支援	ファミリーサポート事業の機能を有する市内事業所の支援を通じて、子育て家庭の就労継続を支援する。	継続	子ども政策課	制度導入についての検討を行う。	平成29年度から「ファミリー・サポート・センター事業」を実施することが決定した。	B	平成29年度中の事業開始に向け、準備を進める。

27	子ども家庭支援センター事業の機能の充実	子どもとその家庭に関するあらゆる相談を受け、子育てに関する情報提供や支援を行う。	継続	子ども家庭支援センター	子育て支援ネットワークに、新たに児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所などの加入を進める。	子育て支援ネットワークに、新たに児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、保育所など計15の事業所、団体が加入した。	A	子育て支援ネットワークに、新たに保育所などの加入を進める。
28	病児・病後児保育の拡充	病児・病後児童をはじめとするさまざまな保育ニーズへの対応を推進する。	継続	子ども育成課	発熱等で集団生活が困難な児童を一定期間預かる病児・病後児保育室を引き続き支援していく。	27年度に引き続き、病児・病後児保育室での預かり保育実施を支援した。 実績：ラポール(病後児)…347人、 プチあんず(病児・病後児)…608人	B	病児・病後児保育室での預かり保育実施を引き続き支援していく。
29	待機児童の解消に向けた多様なサービスの充実	待機児童ゼロに向け、認可保育園や保育ママなどの多様な主体による多様な保育サービスの整備を図る	充実	子ども育成課	平成30年4月には待機児童を解消できるよう、平成27年度に引き続き多様な施策により保育施設の定員増を実施していく。	平成29年4月開設も含めて、認可保育所2園(認証保育所からの移行1園、及び移転による定員増1園)の開設、小規模保育1園、事業所内保育1園、認証保育所3園、グループ保育室1園の開設等により228名の定員増を実現した。	B	平成30年4月における待機児童解消に向けて、引き続き認可保育所を始めとした保育施設の開設による定員増を図る。
30	児童施設の機能の充実	「地域子ども館あそべえ」や学童クラブ等で子どもたちが安全に過ごせるように、環境や施設の整備により地域での子育て支援の機能を充実させる。	継続	児童青少年課	・平成29年度からの子ども協会委託を想定したモデル事業を3校(桜野・大野田・本宿)で実施する。 ・一小、千川、関前南で学童クラブを整備する。	・平成29年度からの子ども協会委託を想定したモデル事業を3校(桜野・大野田・本宿)で実施した。 ・一小、千川、関前南で学童クラブを整備した。	A	・子ども協会へ事業を委託し、市内全12校で学童・あそべえ事業の一体的な運営を開始する。 ・境南、井之頭、桜野で学童クラブを整備する。
31	産前・産後支援ヘルパー事業の実施	産前・産後の体調不良等のため、家事や育児が困難な妊産婦のいる家庭にヘルパーを派遣し、家事援助などを行う。	継続	子ども家庭支援センター	支援を必要とする妊産婦の利用が進むよう、健康課など利用受付窓口を広げる。	産前産後支援ヘルパー事業 ・利用家庭数:372 ・延利用日数:2,439 健康課を利用受付窓口に加えた。	A	引き続き、支援の必要な家庭が利用できるよう、周知に努める。
32	「まちぐるみ子育て応援事業補助金」制度の実施	武蔵野市内において、地域の商店会等と連携しながらまちぐるみで子育て家庭を応援する事業の実施団体に対し、補助を行う。	充実	子ども政策課	5月 企画提案募集 7月 公開プレゼンテーション、採択委員会による審査、事業採択 8月頃～事業開始	2期目として、下記事業を採択(28～30年度)し、28年度分(事業開始は10月)を補助した。 知る・つながる「まちカフェ事業」(HBB(Happy and Boon Buddy))	B	市内の既存店舗や施設を利用した親子のためのまちカフェ「ローズカフェ」を月1回程度開催する。
33	障害児の放課後対策の充実	障害児を対象とした放課後等デイサービス事業所などの参入を促進して基盤整備を図る。	充実	障害者福祉課	引き続き開設補助の内容を見直しつつ、参入を促進していく。	新たに開設した放課後等デイサービス事業所、児童発達支援事業所計1か所に対し、開設準備補助を行った。	A	引き続き開設補助の内容を見直しつつ、参入を促進していく。

(2)介護支援施策の充実

34	介護に関わる人材の養成と確保	ヘルパーやケアマネジャー等の研修等を実施し人権の尊重に配慮した介護ができる人材を育成する。	継続	地域支援課	引き続き医療・介護関係者を対象とした研修を行い、高齢者・障害者等の人権を尊重したサービス提供ができる人材を育成する。	医療・介護関係者(居宅介護支援事業者、訪問介護事業者、訪問看護事業者等)を対象にした研修を実施した。	B	引き続き医療・介護関係者を対象とした研修を行い、高齢者・障害者等の人権を尊重したサービス提供ができる人材を育成する。
				高齢者支援課	ケアマネジャー新任研修会、居宅介護支援事業者連絡協議会、訪問介護事業者連絡会議による研修及び東京都による集団指導を予定している。また28年度も介護看護にスポットを当て、介護看護に携わる方が自信と誇りを持って働き続けることができるような内容に加えて、テンミリオンハウスなども含めた事業として拡大し、ケアリンピック武蔵野の開催を予定している。	ケアマネジャー新任研修会、居宅介護支援事業者連絡協議会、訪問介護事業者連絡会議による研修及び東京都による集団指導を実施した。平成27年度に引き続き、介護・看護人材確保の困難さから、介護看護にスポットを当て、介護看護に携わる方が自信と誇りを持って働き続けることができるような内容に加え、テンミリオンハウスなども含めた事業として拡大し、ケアリンピック武蔵野を開催した。来場者は963名。	A	ケアマネジャー新任研修会、居宅介護支援事業者連絡協議会、訪問介護事業者連絡会議による研修及び東京都による集団指導を予定している。また29年度はケアリンピック武蔵野と同時開催で、ハローワークと共催し介護・看護分野の求人・求職情報を集約し、無料職業紹介等を実施する「介護と看護のお仕事フェア(仮称)」を開催予定。
				障害者福祉課	27年度と同様に開催予定。介護を女性に特化した分野とせず、男性の参加を促す。	・精神障害者を対象としたヘルパーの現任研修会を、例年通り2月26日開催。受講者16名中男性4名。 ・多職種多機関の支援者対象に精神保健福祉研修会を、11月18日、2月10日に開催。受講者述べ人数217名中男性53名。 ・視覚、知的障害者ガイドヘルパー養成研修については、基礎研修及びフォローアップ研修を計4回実施。	B	28年度と同様に開催予定。対応に苦慮する精神障害者支援に関する知識と情報を提供することにより、男性支援者の積極的な関りを促す。

35	介護保険・医療・福祉の連携による介護サービスと生活支援の充実	介護保険サービス提供事業者と医療関係者の介護情報提供の仕組みを充実し、連携を強化する。	継続	地域支援課	27年度と同様に「在宅医療・介護連携推進事業」の実施により、介護・医療・福祉関係者の連携を強化する。	介護保険法地域支援事業に位置付けられた「在宅医療・介護連携推進事業」に基づく「武蔵野市在宅医療・介護連携推進協議会」を平成27年7月に設置し、介護・医療・福祉関係者の連携を推進している。	A	引き続き「在宅医療・介護連携推進事業」の実施により、介護・医療・福祉関係者の連携を強化する。
				高齢者支援課	・引き続き在宅医療・介護連携推進事業に取り組み、在宅と介護関係者の連携強化を図っていく。 ・医療ニーズのある重度の要介護認定者等が在宅生活を継続できるように、訪問看護事業所から毎月1回「訪問看護情報提供書」を指定居宅介護支援事業所へ提供する仕組みを継続する。このことにより居宅介護支援事業者が利用者の医療情報が的確に把握することが可能になる。また、在宅医療と介護サービスが一体的に提供されることで在宅生活の維持継続が推進される。	・医療ニーズのある重度の要介護認定者等が在宅生活を継続するために、訪問看護事業所から毎月1回「訪問看護情報提供書」を指定居宅介護支援事業所へ提供させた。（訪問看護との連携強化事業）このことにより居宅介護支援事業者が利用者の医療情報が的確に把握することが可能になることや、在宅医療と介護サービスが一体的に提供されることがさらに推進された。	A	引き続き、訪問看護との連携強化事業を継続し、在宅医療と介護サービスが一体的に提供されることで、在宅生活の維持継続の推進を図る。
				障害者福祉課	引き続き在宅医療・介護連携協議会及び実務者会議に参加し、介護・福祉・医療関係者の連携を強化する。	・7月4日、11月2日、3月8日の協議会に出席。障害分野からは、地域活動支援センターライフサポートMEWと共に委員参加。在宅医療介護連携支援室で受ける精神、難病関係の課題について共有。 ・多職種連携・研修部会に当課より参加。8月2日グループ討議による研修会。	B	28年度と同様に参加し、介護保険、及び障害福祉の事業連携を図るとともに、職種の壁、男女の差のない協力体制を確立する。
36	介護に関わる相談体制と情報提供の充実	サービス相談調整専門員の一層の活用を図る。また、認知症相談や在宅介護支援センター・地域包括支援センター等窓口をさらに周知するとともに24時間365日の相談体制も強化していく。	継続	高齢者支援課	高齢者支援課配置のサービス相談調整専門員2名を確保し、相談体制を確保する。制度改正後の事業者への指導と、利用者の苦情への対応について、関係機関と連携し行なっていく。	高齢者支援課配置のサービス相談調整専門員2名を確保し、相談体制を確保した。関係機関と連携し、制度改正後の事業者への指導や利用者の苦情への対応を行った。	A	引き続き高齢者支援課配置のサービス相談調整専門員2名を確保し、相談体制を確保する。関係機関と連携し、制度改正後の事業者への指導や利用者の苦情への対応を行う。
37	在宅サービスの充実により介護家族の負担軽減	同居家族がいなかったり、勤務等をしている場合でも、可能な限り在宅生活が継続できるためのサービスを充実し、介護する家族の負担を軽減する。	充実	高齢者支援課	引き続き認知症相談事業は医師による休日相談事業を実施していく。その他事業についても引き続き実施し、体系的な家族支援を充実していく。	認知症相談事業は月3回87件の実績。医師会の「もの忘れ相談医」による休日相談会を「認知症を知る月間」に1回31件、3月1回7件の実績。認知症見守り支援事業は平成28年度新規34人、利用登録者計75人。	A	引き続き医師会の「もの忘れ相談医」による休日相談事業を実施していく。その他事業についても引き続き実施し、体系的な家族支援を充実していく。

38	介護家族向け施策の充実	男性家族介護者や認知症高齢者の家族など対象者に合わせた家族介護者教室の開催や情報提供等の充実を図る。	充実	高齢者支援課	引き続き、各在宅介護支援センターやデイサービスセンターで家族介護者の交流の場や介護講座等の実施を継続していく。また、実施主体の意見交換会も行い、方針を共有しつつ各機関の特徴を生かした事業を展開していく。	家族介護者を対象とした事業を在宅介護支援センター6カ所、デイサービスセンター6カ所、合計12カ所を実施。また、実施主体の意見交換会も行い、方針を共有しつつ各機関の特徴を生かした事業を展開した。	A	引き続き、各在宅介護支援センターやデイサービスセンターで家族介護者の交流の場や介護講座等の実施を継続していく。また、実施主体の意見交換会も行い、方針を共有しつつ各機関の特徴を生かした事業を展開していく。
----	-------------	--	----	--------	---	--	---	---

基本施策4 あらゆる分野への女性の参画の推進

(1) 政策・方針決定の場への女性の参画の促進

39	市役所内の審議会等における女性委員の割合の向上	市が設置する各種委員会への女性委員の参画を促進する。	充実	男女平等推進センター	引き続き、各課宛て事務連絡の発出、庁内推進会議(幹事会)の協議等を行い女性委員の参画割合を高める。	年度末の委員の選出時期に合わせて、各課に事務連絡を発出するとともに、庁内推進会議(幹事会)で周知した。	B	引き続き、各課宛て事務連絡の発出、庁内推進会議(幹事会)での協議等を行い女性委員の参画割合を高める。
40	市役所の女性管理職の登用推進	女性職員が管理職をめざしやすい環境整備を進め、管理職挑戦への動機付けとなるよう、女性リーダー育成研修や講演会の実施、女性の自主研究グループの活動支援等の取り組みを行う。	充実	人事課	・管理職になるにあたって女性職員が抱く不安や課題の把握に努め、管理職を目指しやすい環境整備への取組みに活かす。 ・女性のリーダー育成研修等の情報があれば、職員に提供する。	女性の登用の促進に関する研修等に参加した。 女性活躍推進研修:2名 他、女性のリーダー育成研修等がある場合、職員に参加を促した。	B	管理職の女性先輩職員と若手職員の意見交換や、メンター・ロールモデルの存在など、女性職員が抱える悩みやキャリアプラン等について考える場を設ける。
41	女性教員の管理職試験受験の推奨	女性教員の管理職試験を推奨する。	継続	指導課	教職員の配置は東京都教育委員会が行うが、市として女性教職員の管理職選考の受験を奨励する。	平成28年度の女性の校長・副校長の割合は、36名中18名で50.0%、平成29年度の割合は、36名中17名で47.2%である。	B	教職員の配置は東京都教育委員会が行うが、市としては引き続き女性教職員の管理職選考の受験を奨励する。

(2) 女性の再就職支援・起業支援

42	就職・再就職に関する情報収集・提供や支援	女性の就職や再就職について支援講座を実施する。またハローワーク・都しごとセンターと連携し、就職情報の提供や相談会の開催を検討する。	充実	生活経済課	三鷹市やハローワーク、東京しごとセンターとの共催で託児付の再就職支援講座を12月、1月に実施する。また、東京しごとセンターと共催で女性向け再就職サポートプログラム(5日間講座)を2月に実施する。	三鷹市やハローワーク、東京しごとセンターとの共催で託児付の再就職支援講座を12月、1月に実施し、また、東京しごとセンターと共催で女性向け再就職サポートプログラム(5日間講座)を2月に実施した。	A	三鷹市やハローワーク、東京しごとセンターとの共催で託児付の再就職支援講座を12月、1月に実施する。また、東京しごとセンターと共催で女性向け再就職サポートプログラム(5日間講座)を2月に実施する。
				男女平等推進センター	子ども家庭支援センターと共催で、相談も含めた再就職講座を行う。	女性活躍推進をテーマとした講座では、大学生を含む求職者の参加があった。また、子育てしながら多摩地域をフィールドに活躍する女性3名によるトークイベントを実施した。	B	子ども家庭支援センターと共催で、相談も含めた再就職講座を行う。

43	地域に根ざした起業・就労・地域支援に関する情報の提供や育成支援	起業や就労支援のため地元企業やNPO等による市民活動についての情報提供や融資あつせん、事業費助成などの育成支援を行う。	継続	生活経済課	・市制度融資、関係機関の事業の広報を行う。 ・むさしの創業サポートネットによる創業支援事業を実施する。	市制度融資の広報、関係機関の情報について広報を行った。また、むさしの創業サポートネットによる創業支援事業を実施した。	A	・市制度融資、関係機関の事業の広報を行う。 ・むさしの創業サポートネットによる創業支援事業を実施する。
				市民活動推進課	「武蔵野市特定非営利活動法人補助金交付要綱」に基づき補助金を交付する。(1団体1事業20万円まで。予算220万円)合わせて、法人同士の情報交換を目的として、補助金交付法人の交流会を実施予定。市民活動についての情報提供及びマネジメント力向上等の団体育成支援は、武蔵野プレイス市民活動支援機能が中心となって実施する。	「武蔵野市特定非営利活動補助金交付要綱」に基づく補助金は、15団体に対し合計1,670,794円を交付した。法人と市民の交流を目的として、交流会を実施した。フェイスブック「武蔵野市市民活動かわら版」にて市民活動に関する情報提供を行った。武蔵野プレイス市民活動支援機能においても市民活動に関する啓発・団体支援などが実施された。	B	「武蔵野市特定非営利活動法人補助金交付要綱」に基づき市内NPOの申請する公益活動を審査し補助金を交付する。(1団体1事業20万円まで。予算220万円)合わせて、補助金交付法人の交流会を実施する。フェイスブック「武蔵野市市民活動かわら版」にて市民活動に関する情報提供を行う。市民活動についての情報提供及びマネジメント力向上等の団体育成支援は、武蔵野プレイス市民活動支援機能が中心となって実施する。
				地域支援課	市民社協による「ボランティア・地域福祉活動助成事業」を継続する他、市民による居場所づくり活動への支援に特化した「身近な地域の居場所づくり助成事業」を創設し、活動費の助成及び活動支援を行う。	市民社協による「ボランティア・地域福祉活動助成事業」において、32団体に事業費の助成を行った。また「身近な地域の居場所づくり事業」を通じ、7団体が実施する居場所づくり活動への助成・活動支援を行った。	B	市民社協による「ボランティア・地域福祉活動助成事業」を継続する他、市民による居場所づくり活動への支援に特化した「身近な地域の居場所づくり助成事業」を通じ、活動費の助成及び活動支援を行う。

(3) 女性の地域活動への参画促進

44	地域リーダーの育成	地域福祉活動のリーダー養成を行う市民社会福祉協議会の活動を支援するとともに、参加促進のための情報提供を行う。	継続	地域支援課	「地域福祉ファシリテーター養成講座」の継続実施や、多様な媒体による広報を通じ、地域福祉を担う人材の発掘・育成を目指す。	「地域福祉ファシリテーター養成講座」では9名の受講生の参加があった。講座修了後は各グループに所属し、多様な地域福祉活動を実践している。	B	「地域福祉ファシリテーター養成講座」の継続実施や、多様な媒体による広報を通じ、地域福祉を担う人材の発掘・育成を目指す。
	地域防災への女性の参画	避難所の運営等における男女共同参画の推進を図るため、女性の視点を取り入れた避難所運営手引きの作成や訓練を実施する。	新規	防災課	引き続き自主防災組織が行う訓練や防災講話のなかで女性の視点を取り入れた避難所運営が行えるよう啓発を行い、意識を高める。また、現在作成している防災時マニュアルの避難所運営の中に男女双方からの視点を取り入れ作成を行う。	自主防災組織等が主催した訓練や防災講話の中で、女性の視点を取り入れ、女性も中心となり避難所運営が行えるよう啓発を行った。また、現在改訂作業中である「避難所運営の手引き」の中にも同様の記載をしている。	B	引き続き自主防災組織等が主催する訓練や防災講話の中で、女性の視点を取り入れ、女性も中心となり避難所運営が行えるよう啓発を行い、意識を高める。

基本施策5 男性の家庭・地域活動への参画推進

(1)男性の子育て、介護、地域活動等への参画促進

46	男性向けワークショップなどの実施と活動・学習グループ等への支援	男性の子育てを支援する講座や体験学習を実施し、育児への参加を促進するとともに、自主学習グループの支援を行う。父親の参加が促進されるようニーズの把握を行う。	継続	子ども政策課	より充実した内容にすることで、父親の子育てや教育力の向上を図る。父親グループとの連携も引き続き図る。	父親向け育児啓発講座を2月に開催した。	B	より充実した内容にすることで、父親の子育てや教育力の向上を図る。父親グループとの連携も引き続き図る。
				児童青少年課	今年度も中学生・高校生リーダー講習会において、子どもの接し方の講義と保育体験を実施し、男子の参加を促す。	中高生リーダー講習会において、子どもとの接し方や子どもの特性等について講義を実施した。また、希望者には保育園での保育体験を実施した。中学生・高校生リーダー講習会参加者154名、保育体験参加者10名(うち男子2名)	A	今年度も中学生・高校生リーダー講習会において、子どもの接し方の講義と保育体験を実施し、男子の参加を促す。
				健康課	・このとり学級①平日クラス:2回1コース、各回定員20人、年10コース ②土曜日クラス:定員32組、年12コース ・男性の子育て参加を促進するため、父親ハンドブックを母子健康手帳交付時に配布する。	・このとり学級土曜日クラス:定員32組(初妊婦とパートナー)、年12コースを実施した。 ・男性の子育て参加を促進するため、父親ハンドブックを母子健康手帳交付時に配付した。	A	・このとり学級土曜日クラス:定員を36組(初妊婦とパートナー)に増やし、年12コース実施する。 ・男性の子育て参加を促進するため、父親ハンドブックを母子健康手帳交付時に配付する。
47	介護家族向け施策の充実(事業38再掲)	男性家族介護者や認知症高齢者の家族など対象者に合わせ、家族介護者教室の開催や情報提供等の充実を図る。	充実	高齢者支援課	引き続き、各在宅介護支援センターやデイサービスセンターで家族介護者の交流の場や介護講座等の実施を継続していく。また、実施主体の意見交換会も行い、方針を共有しつつ各機関の特徴を生かした事業を展開していく。	家族介護者を対象とした事業を在宅介護支援センター6カ所、デイサービスセンター6カ所、合計12カ所で開催した。また、実施主体の意見交換会も行い、方針を共有しつつ各機関の特徴を生かした事業を展開した。	A	引き続き、各在宅介護支援センターやデイサービスセンターで家族介護者の交流の場や介護講座等の実施を継続していく。また、実施主体の意見交換会も行い、方針を共有しつつ各機関の特徴を生かした事業を展開していく。
48	男性の地域活動について「まなこ」やヒューマン・ネットワークセンターを活用した情報提供と啓発活動	男女共同参画情報誌「まなこ」やヒューマン・ネットワークセンターを通じて、男性の育児・介護への参加呼びかけ、ワークライフ・バランスについての情報提供を行う。	継続	男女平等推進センター	男女共同参画フォーラムの中で、講演とワークショップ「オトコの地域活躍inむさしの」を実施し、家庭や地域での男性の活躍について考える機会とする。	左記の講座の他、男性の家事・育児参加の促進を図るための講座を実施した。	B	図書館でのテーマ展示「父親の愉しみ～お父さんの子育て・趣味を充実させよう」において、啓発資料の展示を行う。

49	男性の地域参加へのきっかけづくり	男性の地域参加について、「お父さんお帰りなさいパーティ」や男性料理教室等のきっかけづくりとなる情報提供やその後のバックアップを行う。	継続	地域支援課	「お父さんお帰りなさいパーティ」および「お父さんお帰りなさいサロン」を継続して開催し、趣味活動や学習、健康づくり等を通じたシニア男女の地域デビューのきっかけづくりを行う。	6月12日に「お父さんお帰りなさいパーティ」を実施し、49名の一般・団体の参加があった。「お父さんお帰りなさいサロン」は6・8月を除く毎月開催し、平均して約15名の参加があった。	B	「お父さんお帰りなさいパーティ」および「お父さんお帰りなさいサロン」を継続して開催し、趣味活動や学習、健康づくり等を通じたシニア男女の地域デビューのきっかけづくりを行う。
				高齢者支援課	引き続き男性のための料理教室を実施し、参加者の自主的なグループ作り活動を支援していく。	男性のための料理教室を21回開催。延201人が参加した。	A	引き続き男性のための料理教室を実施し、参加者の自主的なグループ作り活動を支援していく。
				児童青少年課	今年度も各青少協地区より、男性指導者の参加を呼び掛ける。	むさしのジャンボリーには、青少協問題協議会12地区から、男性地域指導者170人(割合54%)が参加した。	A	今年度も各青少協地区より、男性指導者の参加を呼び掛ける。
				生涯学習スポーツ課	大人のための生涯学習ガイドを発行し、情報提供を行う。	大人のための生涯学習ガイドを1,770部発行し、市民施設等で配布するなど情報提供を行った。	A	引き続き大人のための生涯学習ガイドを発行し、情報提供を行う。
50	PTA活動への男性の参加促進	PTA活動に男性の参加を促進するための働きかけに努める。	継続	指導課	引き続き、PTA活動に男性の参加を促進するための働きかけに努める。	土曜日等の学校公開を実施するなどして、男性が学校に関わりやすい機会を設けた。	B	引き続き校長会等を通して、男性PTA会員のPTA活動への参加を働きかける。
				生涯学習スポーツ課	引き続き校長会等を通して、男性PTA会員のPTA活動への参加を働きかける。	校長会等を通して、男性PTA会員のPTA活動への参加を働きかけた。今年度の男性PTA会長は2名。	B	引き続き校長会等を通して、男性PTA会員のPTA活動への参加を働きかける。

基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち（新規：7/継続：34/充実：1）

基本施策1 配偶者等からの暴力の未然防止と被害者支援【武蔵野市配偶者暴力対策基本計画】

(1) 暴力の未然防止と早期発見(☆)

51	配偶者等からの暴力の発生防止と早期発見	「こんにちは赤ちゃん訪問」や子ども家庭相談などを通して配偶者等からの暴力の早期発見に努める。	継続	子ども家庭支援センター	相談事業の周知や関係機関との連携により、引き続き、配偶者等からの暴力の早期発見に努める。	市報の相談ごとの欄、ひとり親家庭サービスのしおり、すくすく、まなこなどに相談事業の案内を掲載し、関係機関との連携により、配偶者等からの暴力の早期発見に努めた。	A	相談事業の周知や関係機関との連携により、引き続き、配偶者等からの暴力の早期発見に努める。
				健康課	・生後約4か月までのすべての乳児を対象にこんにちは赤ちゃん訪問を実施する。 ・各乳幼児健診や相談事業から、家族の相談に対応する。	・生後約4か月までの乳児のいる家庭を対象にこんにちは赤ちゃん訪問を実施した。 ・各乳幼児健診や相談事業から、家族の相談に応じ、子ども家庭支援センターと連携して対応した。	A	・生後約4か月までのすべての乳児を対象にこんにちは赤ちゃん訪問を実施する。 ・各乳幼児健診や相談事業から、家族の相談に対応する。

52	若年世代への意識啓発	市民団体と連携し、市内大学や高校等の協力を得て「デートDV」をテーマに出前講座を実施する。	充実	男女平等推進センター	平成28年6月に成蹊大学でデートDV出前講座を実施した。(参加者約95人) また、高校への出前講座実施も検討する。	むさしの男女共同参画市民協議会への委託事業で、成蹊大学と共催し、大学生を中心にデートDVに関する公開講座を実施した。(参加者:96人)	B	中学生など、より若年世代を対象にしたデートDV防止の啓発について、他自治体の事例も参考に検討する。
53	「女性に対する暴力をなくす運動」の実施	市民団体と連携し、「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、パネル展示や講座を実施する。	継続	男女平等推進センター	「女性に対する暴力をなくす運動」(11月)にパネル展示やモラル・ハラスメント講座等を実施する。	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、武蔵野プレイス・市民会館・市役所にてパネル展示を行うとともに、DV防止啓発講座を実施した。また、中央図書館と武蔵野プレイスにおいて関連図書の特設コーナーを設置したほか、DV・モラハラ電話相談を行った。	A	「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月)にパネル展示や関連講座等を実施する。
54	「まなこ」等で広報	男女共同参画情報誌「まなこ」及びヒューマン・ネットワークセンター便り「そよ風」で、DV防止啓発を継続して行う。	継続	男女平等推進センター	引き続き『まなこ』『そよ風』で相談窓口の広報を行う。	『まなこ』98号では、家庭内モラル・ハラスメントを特集し、夫婦間で悩む人へのメッセージと相談窓口の案内を行った。	A	引き続き「まなこ」で相談窓口等の広報を行う。

(2) 相談事業の充実(☆)

55	女性総合相談窓口の実施	健康、法律、家庭相談等の担当部署との連携を強化して問題の迅速な解決を図る。利用しやすい総合相談窓口機能を整備する。	継続	市民活動推進課	前年度同様、月2回(相談枠5枠)の相談日を設ける。引き続き、相談内容に応じた窓口の紹介や他部署と連携を取りながら課題解決を図っていく。また、ヒューマン・ネットワークセンターで平日夜間や土日に相談日を設け、相談機能の拡充を図る。	28年度は38件の相談があり、専門のカウンセラーから相談者に対して適切なアドバイスを行った。また、1月から3月は、男女共同参画推進センターでも相談事業を行った。	A	平成29年度からは男女平等推進センターに移管を行い相談事業を実施する。
56	配偶者暴力に関する相談体制の庁内連携の確立	相談窓口相互の円滑な連携を図るため、つなぎ方や相談の流れなどの相談システムを検討する。	継続	男女平等推進センター/子ども家庭支援センター/市民活動推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進センター相談事業の実施状況を踏まえ、庁内各課との連携について検討する。(男女共同参画担当) ・引き続き、配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議等で、情報共有、課題整理を行っていく。(子ども家庭支援センター) ・引き続き相談者に対しては、法律相談や女性相談窓口を案内するとともに、緊急性を要する事案については、警察や子ども家庭支援センターと連携を図りながら対応していく。(市民活動推進課) 	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議と実務担当者の合同会議を開催して連携強化を図るとともに、研修を実施して知識習得を図った。女性相談のあり方について、子ども家庭支援センターと男女平等推進センターで相談体制の見直しを行い、配偶者暴力関連の相談事例は子ども家庭支援センターに集約する体制を整備した。(子ども家庭支援センター) ・相談者に対しては、法律相談や女性相談窓口を案内し、課題の解決を図った。同事案に関する相談件数は、3件であった。(市民活動推進課) 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議等で、情報共有、課題整理を行っていく。(子ども家庭支援センター) ・引き続き相談者に対しては、法律相談や女性相談窓口を案内するとともに、緊急性を要する事案については、警察や子ども家庭支援センターと連携を図りながら対応していく。(市民活動推進課)

57	配偶者暴力に関する外国人相談者の情報保障	外国人相談者への対応として、東京都や武蔵野市国際交流協会など他機関との連携によりできるだけ母国語通訳の確保を目指す。	継続	子ども家庭支援センター	平成28年度についても、通訳の報償金を予算措置した。	通訳及び翻訳の対応事例は無かった。	C	平成29年度についても、通訳の報償金を予算措置した。今後は、相談・支援情報の多言語での提供について検討していく。
58	相談窓口体制の整備	ヒューマン・ネットワークセンターの移転に合わせて、女性総合相談や子ども家庭課などの相談機能を見直すことにより、市民が相談しやすい相談窓口体制の整備を検討する。高齢者や障害のある被害者の対応については、関係課と調整、密に連携し、支援を行う。	新規	市民活動推進課	相談者が利用しやすい窓口体制をめざし、引き続き関係課で検討を続ける。	関係3者で移転に向けた相談窓口体制について協議を行い、それぞれ相談の状況等について共有した。	A	市民の利便性向上のため、平成29年度から女性総合相談を男女平等推進センターで実施する。引き続き、関係課と情報共有を行っていく。
				男女平等推進センター	多様な相談ニーズに対応するため、男女共同参画推進センターにおける女性総合相談の実施内容を具体的に検討する。	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、DV・モラハラ電話相談を行った。平成29年1月より、平日夜間及び休日午後の月2回の時間帯に女性総合相談を実施した。	A	平成29年4月からの実施状況を踏まえ、女性総合相談について、より一層の周知・浸透を図るとともに、相談しやすい環境づくりに努める。
				子ども家庭支援センター	引き続き母子自立支援員・婦人相談員による相談・支援を行う。	・女性相談のあり方について、子ども家庭支援センターと男女平等推進センターで相談体制の見直しを行い、連携強化を図った。 ・母子・父子自立支援員、婦人相談員による相談・支援を行った。相談延件数4,320件	A	・引き続き男女平等推進センターと緊密に連携を取っていく。 ・引き続き母子自立支援員・婦人相談員による相談・支援を行う。
59	配偶者暴力に関する相談窓口の周知	配偶者暴力被害者の早期相談を促すため、「女性相談カード」を作成し、市内公共施設等のトイレに貼付・配布するなど、相談窓口等の周知について検討する。幅広い相談につなげるため、医療・民生委員など関係機関への窓口等の周知を図る。	新規	男女平等推進センター	「女性相談支援カード」作成に向けた具体的な手順などを検討する。	他自治体の実施状況の確認にとどまり、カード作成に向けた具体的手順などの検討には至らなかった。	D	DVに関する市民意識調査の結果も踏まえながら、他自治体の状況も参考のうえ検討する。
				子ども家庭支援センター	引き続き、市報の相談ごとの欄等で相談窓口の周知を行う。	市報の相談ごとの欄等で相談窓口の周知を行った。	A	引き続き、市報の相談ごとの欄等で相談窓口の周知を行う。
60	男性のための相談に関する情報提供	男性からの家庭や夫婦関係に関する相談等については東京都ウィメンズプラザ等の適切な相談窓口の情報提供を行う。	継続	男女平等推進センター	引き続き東京ウィメンズプラザ等男性相談に関する情報提供を関係課に行うとともに、『まなこ』に相談先を掲載する。	関係課に情報提供するとともに、「まなこ」で、東京ウィメンズプラザの男性向け悩み相談窓口情報を毎月掲載し周知した。	B	引き続き東京ウィメンズプラザ等男性相談に関する情報提供を関係課に行うとともに、『まなこ』に相談先を掲載する。
61	相談事業の成果を他の事業へ生かす体制づくり	相談によって表面化する問題点を全庁的な問題として取り上げ、関係部課の取り組みを推進する。	継続	市民活動推進課	より一層の充実を図りながら、庁内の情報共有に努め、窓口連携を推進していく。	各課に対しては年に1回、新規、修正、削除の呼びかけを行い、情報の共有を図った。28年度末現在、529件の「よくある質問」をHP上で公開している。	A	より一層の充実を図りながら、庁内の情報共有に努め、窓口連携を推進していく。

(3) 安全の確保

62	被害者の安全の確保	迅速な対応が必要な場合は、東京都や警察等と連携し、一時保護するなど子どもも含めて安全確保を図る。	継続	子ども家庭支援センター	引き続き、東京都や警察等と連携し、被害者の安全を確保する。	東京都や警察等と連携し、6世帯7名の緊急一時保護を行った。	A	引き続き、東京都や警察等と連携し、被害者の安全を確保する。
63	被害者情報の保護	配偶者暴力被害者の安全を図るため、住民情報系システムにより、関係各課で情報共有し、加害者への情報の漏えいがないよう徹底した管理を行うとともに、引き続き、被害者保護の視点から職員研修を継続的に行う。	継続	子ども家庭支援センター	引き続き、配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議等で、情報共有、課題整理を行っていく。	加害者の追及の可能性がある事例について、早期に関係各所に情報を伝え、漏えいを未然に防いだ。	A	引き続き、配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議等で、情報共有、課題整理を行っていくとともに緊急性を要する事例については個別に対応する。
				情報管理課	引き続き住民情報系システムにおいてDV被害者情報を共有する。また、今年度新たに住民情報系システムを使用することになった職員を対象にしたセキュリティ研修にて、説明を行う。	住民情報系システムにおいてDV被害者情報を共有し、被害者情報の保護を行った。また、今年度新たに住民情報系システムを使用することになった職員を対象にしたセキュリティ研修において、DV情報の共有と保護の重要性について説明を行った。	A	引き続き住民情報系システムにおいてDV被害者情報を共有する。また、今年度新たに住民情報系システムを使用することになった職員を対象にしたセキュリティ研修にて、説明を行う。

(4) 自立支援

64	庁内ネットワークによる被害者への円滑な支援	関係課における被害者の庁内での手続きを円滑に支援するため、定期的に庁内連絡会を開催し、情報共有を図る。	継続	子ども家庭支援センター	引き続き、配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議等で、情報共有、課題整理を行っていく。	配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議と実務担当者の合同会議を開催し、円滑な連携ができるよう、情報共有を行った。	A	引き続き、配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議等で、情報共有、課題整理を行っていく。
65	被害者の立場に立った支援	被害者の精神状態等の安定や二次被害の防止を図るため、相談員による同行支援等を通じ一貫した支援を引き続き行う。	継続	子ども家庭支援センター	相談員による同行支援等を通じ、一貫した支援を引き続き行う。	電話相談、来所面接、同行支援等一貫した支援を行った。	A	相談員による同行支援等を通じ、一貫した支援を引き続き行う。
66	被害者へのカウンセリングの検討	配偶者暴力被害を含めた女性総合相談において、医療機関や関係機関との連携を深め、必要に応じてカウンセリングなどのメンタルケアを行う体制を検討する。	新規	男女平等推進センター/子ども家庭支援センター/教育支援課	引き続き、医療機関等への連携を必要に応じ図る。(子ども家庭支援センター)	・医療機関等と連携し、配偶者等からの暴力によるPTSDなどのケアを行った。(子ども家庭支援センター) ・教育相談の中で必要に応じ助言や適切な相談機関の紹介を行った。(教育支援課)	A	引き続き、医療機関等への連携を必要に応じ図る。(子ども家庭支援センター) ・教育相談の中で必要に応じ助言や適切な相談機関の紹介を行っていく。(教育支援課)

67	子どもに対する心理的援助	配偶者暴力が行われている家庭の子どもに対して、子ども家庭支援センター、学校、教育支援センター、保育園等関係機関と連携し子どもに対する継続的な心理的援助を行う。	継続	男女平等推進センター	引き続き、関係課や機関への情報提供等を行う。	東京都が行う研修など、関係課への情報提供に努めた。	B	引き続き、関係課や機関への情報提供等を行う。
				子ども家庭支援センター	関係機関と連携し、引き続き子どもに対する継続的な心理的援助を行う。	配偶者暴力が行われている家庭に育つ子どもに対し、関係機関と連携し、心理的なケアを行った。	A	関係機関と連携し、引き続き子どもに対する継続的な心理的援助を行う。
				教育支援課	教育支援センターにおけるカウンセリング・プレイセラピー等の心理的援助を行うとともに、関係機関との連携を図っていく。	教育相談における相談者の状況に応じ、関係機関との連携を含めた支援を行った。	A	教育支援センターにおけるカウンセリング・プレイセラピー等の心理的援助を行うとともに、関係機関との連携を図っていく。

(5) 推進体制の整備

68	配偶者暴力被害者支援のための庁内ネットワークの充実	武蔵野市配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会が、被害者支援のネットワークとして機能するよう、情報共有、研修、マニュアルの随時見直しなどを、引き続き行っていく。	継続	子ども家庭支援センター	引き続き、配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議等で、情報共有、課題整理を行っていく。	配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議と実務担当者の合同会議を開催して連携強化を図るとともに、研修を実施して知識習得を図った。	A	引き続き、配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議等で、情報共有、課題整理を行っていく。
69	東京都等との連携	東京都が行う近隣4市と管内警察との関係機関連絡会や相談員連絡会等において、関係機関との情報交換や連携を図る。	継続	子ども家庭支援センター	引き続き、関係機関連絡会や相談員連絡会等において、関係機関との情報交換や連携を図る。	東京都が行う近隣4市と管内警察との関係機関連絡会(1回)や相談員連絡会(12回)等において、関係機関との情報交換を行った。	A	引き続き、関係機関連絡会や相談員連絡会等において、関係機関との情報交換や連携を図る。
70	外部の関係機関との連携	被害者への迅速な対応を図るため、外部関係機関と庁内各課との連携体制を検討する。	新規	男女平等推進センター	男女共同参画推進センター相談事業の実施状況を踏まえ、外部関係機関との連携を検討する。	緊急性のある事案に関しては、外部関係機関と連携している子ども家庭支援センターにつなぐこととした。	B	相談事業の実施状況を踏まえ、子ども家庭支援センターと連携しながら、必要に応じて外部関係機関との連携についても検討していく。
71	相談関係職員研修の充実	人権尊重及び男女共同参画推進の視点に立った相談を行うため、啓発や研修を行う。	継続	市民活動推進課	引き続き、人権に関する研修に職員を派遣する。	新任研修や人権啓発指導者育成研修に職員を派遣し知識修得を図った。	A	引き続き、人権に関する研修に職員を派遣する。
				男女平等推進センター	引き続き、人権尊重及び男女共同参画の視点に立った研修を開催する。	東京都主催の人権尊重及び男女共同参画の視点に立った研修に職員を2名派遣した。	B	相談に関する理解を深めるため、東京都主催の相談員向けの研修に職員を派遣する。
				子ども家庭支援センター	引き続き、配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議等で、研修会等を行う。	配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議と実務担当者の1月の合同会議において「武蔵野警察署における配偶者等暴力被害者支援の現状と対応等」をテーマに研修を実施した。	A	引き続き、配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議等で、研修会等を行う。

72	相談担当職員の研修の充実	相談窓口等の相談員は他機関で実施する研修会等に積極的に参加し、継続的に支援スキルの向上を目指す。	継続	子ども家庭支援センター	引き続き、相談窓口等の相談員は他機関で実施する研修会等に積極的に参加し、継続的に支援スキルの向上を目指す。	ウイメンズプラザ、東京弁護士会、都ひとり親家庭支援センターの主催する研修会、情報交換会や相談員連絡会に出席し、相談・支援スキルの研鑽に努めた。	A	引き続き、相談窓口等の相談員は他機関で実施する研修会等に積極的に参加し、継続的に支援スキルの向上を目指す。
73	配偶者暴力相談支援センターの設置検討	配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく、配偶者暴力相談支援センターの設置について検討する。	継続	男女平等推進センター/子ども家庭支援センター	引き続き、都内の実施状況について情報収集する。	・都内の実施状況について情報収集した。(都内12自治体で設置している)(子ども家庭支援センター)。多摩地域ではまだ設置の動きは見られていない。	B	引き続き、都内の実施状況について情報収集する。(子ども家庭支援センター)

基本施策2 セクシュアル・ハラスメントやストーカーへの対策

(1)セクシュアル・ハラスメントやストーカーへの対策

74	セクシュアル・ハラスメントやストーカー防止のための啓発	さまざまな機会をとおして、事業者や市民に対してセクシュアル・ハラスメント防止についての啓発活動を行う。	継続	子ども家庭支援センター/男女平等推進センター	引き続き、女性に対する暴力をなくす運動期間に関連図書展示を行う。	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、家庭内モラルハラスメント及びDV離婚と法律に関する連続講座を実施した。また、DV、セクハラ及びストーカーなどの関連図書の展示を中央図書館と武蔵野プレイスで行った。	A	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせハラスメントに関する講座の実施及び関連図書展示を行う。
75	ストーカー行為等の被害者に対する支援	ストーカー行為等の規制に関する法律の一部改正に基づき、ストーカー行為等の被害者に対する支援に努める。	新規	子ども家庭支援センター	引き続き、東京都や警察と連携し、ストーカー行為等の被害者に対する支援を行う。	・市相談窓口のストーカー行為等の相談実績はなかったが、市民がストーカー被害に遭う事件が発生した。 ・犯罪被害者支援の取組みについて、市民活動推進課、安全対策課、子ども家庭支援センターで検討した。	C	・市で行う犯罪被害者の支援の取組みについて周知を強化する。 ・職務関係者は研修に参加し、専門知識を習得する。

基本施策3 特別な配慮を必要とする人への支援

(1)ひとり親家庭等への支援(☆)

76	ひとり親家庭自立支援計画(仮称)の策定	ひとり親家庭へ効果的な支援を行うため、施策の体系化を図る。	新規	子ども家庭支援センター	第四次子どもプラン武蔵野に則り、引き続き体系的な支援を行う。	第四次子どもプラン武蔵野に則り、自立促進計画を策定した。	A	第四次子どもプラン武蔵野に則り、引き続き体系的な支援を行う。
77	ひとり親家庭への生活支援	各種の手当、助成、各種福祉資金の貸付により経済的な支援を行う。	継続	子ども家庭支援センター	引き続き、各種の手当、助成、各種福祉資金の貸付により経済的な支援を行う。	対象者に、児童扶養手当、児童育成手当及び医療費助成等を行った。	A	引き続き、各種の手当、助成、各種福祉資金の貸付により経済的な支援を行う。

78	ひとり親家庭への自立支援	職業訓練、求職支援、就業時のホームヘルプの提供など就労の支援を行う。	継続	子ども家庭支援センター	引き続き、ハローワーク等と連携しながら就労支援の強化に取り組んでいく。	・母子・父子自立支援プログラム策定を22名が実施し、うち12名の就労に結びついた。 ・ホームヘルプの利用実績は33世帯、1184回	A	引き続き、ハローワーク等と連携しながら就労支援の強化に取り組んでいく。
79	ひとり親家庭の子どもへの教育支援	就学援助費、教育資金の貸付、子ども体験活動事業等により、子どもへの教育支援を行う。	継続	子ども家庭支援センター	引き続き、必要に応じ情報提供を行い、関係機関と連携し、申請手続きの支援を行う。	都の母子・父子福祉資金貸付は修学資金55名・就学支度金9名、女性福祉資金6名	A	引き続き、必要に応じ情報提供を行い、関係機関と連携し、申請手続きの支援を行う。
				教育支援課	・就学援助制度については、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して援助を行う。 ・奨学金制度については、拡充されてきた公立・私立高校生に対する国や都の修学支援制度を補完する新たな市の支援制度の創設を検討する。	・就学援助制度では、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して学用品費・給食費等の援助を実施した。 ・高校生のいる世帯に対する奨学金制度を再編し、新たな修学支援事業を検討し、一部(高等学校入学準備金制度)を実施した。	A	・就学援助制度については、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して援助を行う。 ・高等学校等修学支援事業において、高校生のいる世帯に対して授業料以外の教育にかかる経費の負担を軽減するため、修学給付金制度を創設し、実施を行う。
80	自主グループの支援	ひとり親家庭の自立支援のために相談や講座を通じて自主グループ支援などを検討する。	継続	男女平等推進センター	子ども家庭支援センターと共催で、相談も含めた再就職講座を行う。	子ども家庭支援センターとの共催で、ひとり親家庭への経済的支援をテーマにしたシングルマザー座談会を実施した。	B	子ども家庭支援センターと共催で、相談も含めた再就職講座を行う。

(2) 高齢者・障害者の方への支援

81	孤立防止への取り組み	「武蔵野市孤立防止ネットワーク連絡会議」等のネットワークを活用し、市や関係機関、民間事業者等との情報交換・連携により孤立防止に努める。	継続	高齢者支援課	生活困窮者自立支援に関する会議も兼ねる形で「見守り・孤立防止ネットワーク連絡協議会」を年2回開催予定。引き続き、各協力機関・事業者の業務の中での異変の早期発見等体制を強化していく。	生活困窮者自立支援に関する会議を兼ねる「孤立防止ネットワーク連絡会議」を7月22と2月9日の年2回開催。消費者被害防止等の情報提交換を行った。 昨年度に引き続き、安全対策課、消費生活センター、地域包括支援センターで周知が必要な防犯・消費者被害・福祉情報を「武蔵野安心・安全ニュース」として隔月で発行した。	A	生活困窮者自立支援に関する会議を兼ねる形で「見守り・孤立防止ネットワーク連絡協議会」を年2回開催予定。引き続き、各協力機関・事業者の業務の中での異変の早期発見等体制を強化していく。
				障害者福祉課		会議出席。関係機関の安否確認対応事例等具体的な方策について確認。	B	
82	虐待防止の対策の推進	虐待の早期発見及び適切な援助を行うため、「高齢者及び障害者虐待防止連絡会議」を通じ、庁内関係課や地域自立支援協議会及び警察・保健所等関係機関との有機的な連携を進め、研修等も実施していく。また、緊急避難用のショートステイを確保し安全確保を図る。	継続	高齢者支援課	引き続き「高齢者および障害者虐待防止連絡会議」を年2回程度開催予定。高齢者施設及び障害者施設を対象とした虐待防止研修を実施予定。	「高齢者および障害者虐待防止連絡会議」を年2回(うち1回は研修会とした)開催。サービス提供事業者向け虐待防止研修を4回実施。	A	引き続き「高齢者および障害者虐待防止連絡会議」を年2回程度開催予定。高齢者施設及び障害者施設を対象とした虐待防止研修を実施予定。
				障害者福祉課	引き続き、年2回の連絡会を開催するとともに、事業者向けの研修を行う。	・年2回開催予定の連絡会を、1月27日に第1回として、新たに2部構成で開催した。1部で連絡会、2部では第1回障害者差別解消支援地域協議会とした。不当な差別的扱いの禁止、合理的配慮を理解することは、虐待の未然の防止策となり得る。 ・高齢者支援課主催の対象者別研修会6月24日、9月12日、10月31日に、障害分野からそれぞれ参加。	B	28年度と同様、連絡会と地域協議会を2部構成で開催。障害者差別に関する情報を、高齢分野と共に理解を広げる。

83	消費者被害の防止対策の推進	消費生活センター・安全対策課・高齢者支援課・障害者福祉課等の連携により、消費者被害の対象となりやすい高齢者や障害者への注意喚起や消費生活相談、在宅介護支援センター・地域活動支援センター等での出前講座や消費生活展等での啓発を行う。	継続	生活経済課	消費生活相談、出前講座、リーフレットの配布、悪質商法被害防止街頭キャンペーンを行う。また、むさしのFMによる啓発放送、市報での啓発記事の掲載を行う。	消費生活相談は1,065件を受けた。出前講座は10回の依頼を受け、述べ178人に啓発講座を行った。リーフレットは11月15日号市報と同時に全戸配布を行い、悪質商法被害防止街頭キャンペーンは3月24日に、警察、商店会連合会、防犯協会等関係団体53名の協力を得て吉祥寺駅周辺で実施した。その他、むさしのFMでの「かしこい消費者」の放送、市報のコラム「消費生活センター相談の窓口から」の掲載で、消費者被害防止の啓発を行った。	B	消費生活相談、出前講座、リーフレットの配布、悪質商法被害防止街頭キャンペーンを行う。むさしのFMによる啓発放送、市報での啓発記事の掲載を行う。
				高齢者支援課	・「見守り・孤立防止ネットワーク連絡協議会」を年2回開催し、消費者被害防止等についても情報交換を行う。 ・偶数月に「武蔵野安心・安全ニュース」を発行し、民生委員・地域社協等の地域団体や関係機関等と見守り支援体制の強化を図る。	生活困窮者自立支援に関する会議を兼ねる「孤立防止ネットワーク連絡協議会」を7月22と2月9日の年2回開催。消費者被害防止等の情報交換を行った。昨年度に引き続き、安全対策課、消費生活センター、地域包括支援センターで周知が必要な防犯・消費者被害・福祉情報を「武蔵野安心・安全ニュース」として隔月で発行した。	A	・「見守り・孤立防止ネットワーク連絡協議会」を年2回開催し、消費者被害防止等についても情報交換を行う。 ・偶数月に「武蔵野安心・安全ニュース」を発行し、民生委員・地域社協等の地域団体や関係機関等と見守り支援体制の強化を図る。
				障害者福祉課	引き続き、消費者被害の現状や問題点を把握し、正しい知識を得ることにより被害に巻き込まれないよう、市消費生活相談員を講師とする啓発講座の受講を障害関連施設職員、施設利用者に勧奨する。	広報誌「つながり」で消費者センターからのアドバイス、消費者被害未然防止のための出前講座について掲載した。	B	引き続き、消費者被害の現状や問題点を把握し、正しい知識を得ることにより被害に巻き込まれないよう、市消費生活相談員を講師とする啓発講座の受講を障害関連施設職員、施設利用者に勧奨する。
				安全対策課	東京都青少年・治安対策本部から自動通話録音機を武蔵野市に20台、武蔵野警察署に60台を貸与。市民(高齢者)に対し、無償貸出を実施中。	東京都青少年・治安対策本部から自動通話録音機を武蔵野市に20台、武蔵野警察署に60台を貸与。市民(高齢者)に対し、無償貸出を実施した。	A	全国的にも振り込め詐欺が増加傾向にあるため、引き続き自動通話録音機の効率的な配布を行っていく。本年度は180台を購入予定。また、サンロード商店街アーケードに啓発用横断幕を設置するなど、警察署と連携して対策を講じる。
84	心のバリアフリーの推進	共生社会の実現に向けて、地域において障害を正しく理解するための体系的な講習会を実施する。	継続	障害者福祉課	平成28年4月から障害者差別解消法が施行され、より障害理解を進められるよう出前講座を継続していく。	市内の小・中学校、高校、各種事業所など6団体に対し出前講座を実施、延べ1,011人が受講した。	A	新たな団体への周知を図り、更なる障害理解の推進が行えるよう出前講座を継続していく。

(3) 性同一性障害のある人などへの支援

85	ヒューマン・ネットワークセンターにおける講座	性同一性障害などセクシュアル・マイノリティに関する講座を開催し理解促進を図る。	新規	男女平等推進センター	男女共同参画フォーラムで、公開講座「LGBTの子どもの過ごしやすい地域について考える」やLGBT職場アンケート報告会を実施予定。	男女共同参画フォーラムで、公開講座「LGBTの子どもの過ごしやすい地域について考える」やLGBT職場アンケート報告会を実施した。	B	性同一性障害などセクシュアル・マイノリティに関する講座を開催し理解促進を図る。
86	学校教育における個別的支援	性同一性障害などについて、児童生徒の人権の尊重を最大限に考慮し、ニーズに基づいた個別対応を行うとともに、いじめにつながらないよう、教育相談と連携し、配慮する。	継続	指導課	性同一性障害等に配慮した適切な指導ができるよう、都教育委員会の人権教育プログラムを活用した校内研修を行う。人権教育推進委員会で性同一性障害をテーマにした研修会を行う。スクールカウンセラーや市派遣相談員と連携し、個別的支援の充実を図る。	性同一性障害等に配慮した適切な指導ができるよう、都教育委員会の人権教育プログラムを活用した校内研修を行った。スクールカウンセラーや市派遣相談員と連携し、個別的支援の充実を図った。	B	引き続き性同一性障害等に配慮した適切な指導ができるよう、東京都の人権教育指導推進委員会での内容や資料の情報を共有する。また、スクールカウンセラーや市派遣相談員と連携し、個別的支援の充実を図る。

基本施策4 女性の生涯にわたる健康施策の推進

(1) 各種健康診断の充実

87	乳がん・子宮頸がん検診のあり方の検討と受診率向上	国の指針に基づき、精度の高い検診を実施し、新規受診者への啓発と受診率向上を目指す。また、乳がん自己検診法の普及について、乳幼児健診や女性対象の予防教室等で啓発を行う。	継続	健康課	乳がん検診の実施方法について、市民の利便性を図るため28年度から視触診を廃止し、マンモグラフィ単独診とした。検診実施場所も3箇所を増やした。また28年度から従来の通年申込みから3期制に変更した。6月、9月に受診勧奨通知を送付予定。子宮がん検診については、28年度についても前年度未受診者へ4月末に一斉送付している。8月～9月頃に受診勧奨通知を送付予定。	乳がん検診の検診実施方法の変更及び検診実施場所の増加を行った。6月及び9月に受診勧奨を行い、27年度より111名の受診者増につながった。子宮がん検診については、4月末に対象者全員に受診票を送付、9月に未受診者に対する受診勧奨通知を送付した。	B	乳がん検診は、29年度より申込方法を変更。3期制を廃止し、6月から翌年2月まで随時での検診申込を可能とした。また、検診実施場所をさらに1か所増やし、より市民に受診しやすい状況とした。子宮がん検診については、29年度も引き続き前年度未受診者に対し受診票を4月末に一斉送付、8月～9月頃に受診勧奨通知の送付を予定している。
88	子宮頸がん予防ワクチン接種	平成25年4月から定期接種として実施した。対象者への接種効果と副反応についての情報提供を行う。	継続	健康課	現在、積極的勧奨が差し控えられているので、引き続き、対象者へ接種効果と副反応についての情報提供を行う。	対象者へ接種効果と副反応についての情報提供を行った。	A	現在、積極的勧奨が差し控えられているので、引き続き、対象者へ接種効果と副反応についての情報提供を行う。

89	母体ケアに関する事業の実施	妊娠中の健康管理や安全な出産を迎えるために、「妊婦健康診査」「このとり学級」等を実施、出産後は「こんにちは赤ちゃん訪問」により、母体ケアについての情報提供や産後うつ等の早期発見に努め、必要に応じて子ども家庭支援センターと連携し継続的な支援を行う。また、母体への理解を深め、子育て参加促進を図るため、父親ハンドブックを配布する。	継続	健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届出時、保健師が妊婦と面談する(健康課のみ)。妊婦健診受診票を配布し、妊婦健診の費用を助成する。 ・父親の子育て参加を促進するため、母子健康手帳交付時に父親ハンドブック等を全員に配布する。 ・このとり学級①平日クラス:2回1コース、各回定員20人、年10コース ②土曜日クラス:定員32組、年12コース ・生後約4か月までのすべての乳児を対象にこんにちは赤ちゃん訪問を実施し、産婦にEPDSを実施する。 ・3-4か月児健診時に、産婦の体調等聞き取る。 ・特定妊婦や支援の必要な母子へは、必要時、子ども家庭支援センターと連携し支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届出時、保健師等専門職が妊婦と面談した(健康課、子ども家庭支援センターのみ)。妊婦健診受診票を配布し、妊婦健診の費用を助成した。 ・父親の子育て参加を促進するため、母子健康手帳交付時に父親ハンドブック等を全員に配布した。 ・このとり学級①平日クラス:2回1コース、各回定員24人、年10コース ②土曜日クラス:定員32組、年12コース実施した。 ・生後約4か月までの乳児のいる家庭を対象にこんにちは赤ちゃん訪問を実施し、産婦にEPDSを実施した。 ・3-4か月児健診時に、産婦の体調等聞き取った。 ・特定妊婦や支援の必要な母子へは、必要時、子ども家庭支援センターと連携し支援した。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届出時、保健師等専門職が妊婦と面談する。妊婦健診受診票を配布し、妊婦健診の費用を助成する。 ・父親の子育て参加を促進するため、母子健康手帳交付時に父親ハンドブック等を全員に配布する。 ・このとり学級①平日クラス:2回1コース、各回定員24人、年12コース ②土曜日クラス:定員36組、年12コース ・生後約4か月までのすべての乳児を対象にこんにちは赤ちゃん訪問を実施し、産婦にEPDSを実施する。 ・3-4か月児健診時に、産婦の体調等聞き取る。 ・特定妊婦や支援の必要な母子へは、必要時、子ども家庭支援センターと連携し支援する。
90	健康をおびやかすさまざまな問題についての啓発活動	エイズ、性感染症、薬物乱用などの防止について、他関連機関と連携し、情報共有・提供を行う。	継続	健康課	平成27年度に引き続き、啓発品や関係資料の配布・掲示を通して、市民に対して情報提供を行っていく。	薬物乱用防止については、平成28年度は計3回(6月:吉祥寺駅街頭、11月:薬剤師会主催「くすりと健康展」、11月:むさしの青空市)の活動の中で市民向けに啓発グッズを配布した。また、市内の中学生から啓発のためのポスターと標語を募集し、ポスターの優秀作品を市役所本庁舎に展示した。エイズや感染症については、ポスターやリーフレットを三師会等の関係機関に配布し情報提供を行った。	A	平成28年度に引き続き、啓発品や関係資料の配布・掲示を通して、市民に対して情報提供を行っていく。
91	骨粗しょう症予防事業の実施	骨粗しょう症予防教室を実施し、健康の保持増進を図る。	継続	健康課	20歳～70歳までの5歳きざみの年齢の方を対象に9月と11月に健康教育や骨粗しょう症検診を合わせた骨粗しょう症予防教室を実施する。各期につき4回実施、各回70名定員(計560名定員)	20歳～70歳までの5歳間隔の年齢の方を対象に9月と11月に健康教育や骨粗しょう症検診を合わせた骨粗しょう症予防教室を実施。また、40歳～65歳までの5歳間隔の年齢の方を対象に受診勧奨を実施した。	C	29年度については実施時期を変更し、4月と9月に事業実施する。

(2)リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発

92	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発	ヒューマン・ネットワークセンター等で、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの情報提供や啓発を行う。	継続	男女平等推進センター	男女共同参画フォーラムで、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する講演とワークショップを実施予定。	左記の講座の他、母から娘に伝えたい「いのちと性のはなし」というテーマで親子向けに啓発講座を実施した。	B	引き続き、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの情報提供や啓発を行う。
----	------------------------	---	----	------------	---	--	---	-----------------------------------

基本目標Ⅳ 男女共同参画推進の体制づくりに取り組むまち（新規：1/継続：9/充実：2）

基本施策1 計画推進体制の拡充

(1) 市民参加による男女共同参画の推進

93	むさしの男女共同参画市民協議会など市民活動の支援	むさしの男女共同参画市民協議会をはじめ男女共同参画登録団体等に対し、補助・事業委託・情報提供等を通じて、活動の支援や連携の促進を図り、男女共同参画への理解を深め、良きパートナーとしての関係を築く。	充実	男女平等推進センター	引き続き、男女共同参画市民協議会に事業委託し、市民ニーズに合った講座を行う。また、男女共同参画推進登録団体に対し、交流会や補助事業を行う。	むさしの男女共同参画市民協議会に一部事業委託し、市民が自ら考える課題について講座を企画・運営することで市民の意識啓発を図った。また、男女平等推進団体を対象に、説明会やバス研修を実施し、団体間の交流を深めたほか、2団体に対し活動補助を行った。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等推進団体や公募市民で構成するセンター企画運営委員会を設置する。 ・男女平等推進登録団体に対し、交流会や補助事業を行う。
94	男女共同参画推進委員会の運営	計画策定及び計画の進捗状況の点検評価や課題解決のため男女共同参画推進委員会を設置運営する。なお、計画改定や計画進行管理など目的に応じた委員会の設置を行う。	継続	男女平等推進センター	男女平等推進条例(仮称)骨子案について、条例検討委員会と意見交換をするほか、推進委員会委員の人数を増やし、男女共同参画計画の進捗状況を点検評価する。	男女共同参画基本条例(仮称)骨子案について、条例検討委員会と意見交換を行った。また、男女共同参画推進委員会(全4回)において、男女共同参画計画の推進に関して検討した。	A	武蔵野市男女平等の推進に関する条例に基づき、男女平等推進審議会を設置し、男女共同参画計画の実施状況の評価等を行う。

(2) 庁内推進体制の整備

95	庁内推進会議の運営	計画の掲げる事業の進行管理を行い、男女共同参画推進委員会の提言を参考に、新たな課題解決に向け協議する。	継続	男女平等推進センター	庁内推進会議(幹事会)を合同で開催し、第三次男女共同参画計画の進行管理等を行う。	庁内推進会議と同幹事会を合同で開催し、第三次男女共同参画計画の進行管理を行ったほか、男女共同参画基本条例(仮称)骨子案について協議した。	B	庁内推進会議と同幹事会を開催し、第三次男女共同参画計画の進行管理等を行う。
96	事業の進捗状況調査及び市民への公開	市は進捗状況調査報告書を作成し、公表するとともに、男女共同参画推進委員会で報告する。	継続	男女平等推進センター	第三次計画の平成27年度事業実績及び28年度事業予定を取りまとめ、庁内会議及び推進委員会の資料とする。	第三次男女共同参画計画の進捗状況調査を実施し、庁内推進会議及び推進委員会に報告するとともに、市HP等で公表した。	B	第三次男女共同参画計画の平成28年度事業実績及び29年度事業予定を取りまとめ、庁内会議及び推進審議会の資料とする。

97	人材育成の推進	市職員が男女共同参画に関する理解を深め、それぞれの業務について男女共同参画の視点でも捉えられるように各種研修を行う。	継続	人事課	男女共同参画担当と共管で全庁向けの研修を実施する。	平成29年1月にワーク・ライフ・バランスの実現や子育てや介護しやすい環境作りをすすめるため、市長と賛同する管理職が「イクボス・ケアボス宣言」を行った。その際、管理職を対象にイクボス・ケアボス研修を実施し、72名が参加した。	A	昨年度に引き続き男女共同参画担当と共管で全庁向けの研修を実施する。
				男女平等推進センター	引き続き、職員研修会を実施する。	人事課との共催で、管理職員向けにイクボス・ケアボス研修を実施した。	B	条例制定を踏まえ、職員向けに男女平等推進に関し理解を深めるための研修を実施する。

(3)ヒューマン・ネットワークセンターの拡充(☆)

98	ヒューマン・ネットワークセンターの機能拡充と円滑な移転	ヒューマン・ネットワークセンターの移転に伴い、配偶者暴力相談支援センター機能を担うなど男女共同参画の推進拠点として機能拡充を図る。また、専門性を計画策定や市施策に反映できるよう、組織の在り方等について検討する。	継続	男女平等推進センター	引き続き、10月の移転に向け関係部署と連携し準備を進めるほか、移転記念講演会を10月1日に開催する。	平成28年10月に武蔵野市民会館内に移転、武蔵市立男女平等推進センターとしてオープンし、新たに相談及び調査・研究の機能拡充を図った。	A	市民や団体間の交流及び活動支援の機能充実を図る。	
				男女平等推進センター	引き続き、第三次計画に沿った講座について、関係課・機関と連携を検討しながら実施する。	男女平等推進センター及びむさしの男女共同参画市民協議会が、子ども家庭支援センターなどの関係機関との連携も図りつつ、多彩なテーマの講座(原則託児付)を開催し、男女平等意識の啓発を行った。(19企画24講座、参加者延750人、託児93人)	B	平成29年度に設置する男女平等推進センター企画運営委員会において、第三次男女共同参画計画の課題に沿った講座を企画実施する。	
				新規	男女平等推進センター	引き続き、講座修了者の意向に配慮して、関連情報や講座案内等を行う。	講座修了者への関連情報の提供により、6名がまなこサポーター及びセンター企画運営委員会委員への参画につながった。	A	引き続き、講座修了者の意向に配慮して、関連情報や講座案内等を行う。
				継続	男女平等推進センター	センター登録団体へ対し、移転までの会議室利用や移転後の利用などについて随時個別に対応する。	センター登録団体へ対し、移転までの会議室利用や移転後の利用などについて個別の対応を行った。	B	今後は、男女平等推進登録団体に対し、センターの利用促進を図っていく。
99	各種講座等の実施	男女共同参画推進に関する課題解決に向けた各種講座を市民団体や関係機関との連携を図り実施する。	継続	男女平等推進センター	引き続き、第三次計画に沿った講座について、関係課・機関と連携を検討しながら実施する。	男女平等推進センター及びむさしの男女共同参画市民協議会が、子ども家庭支援センターなどの関係機関との連携も図りつつ、多彩なテーマの講座(原則託児付)を開催し、男女平等意識の啓発を行った。(19企画24講座、参加者延750人、託児93人)	B	平成29年度に設置する男女平等推進センター企画運営委員会において、第三次男女共同参画計画の課題に沿った講座を企画実施する。	
100	講座修了者のフォローアップ支援	ヒューマン・ネットワークセンター講座修了者に団体活動の情報提供を行うなど、市民団体の活性化を図る。	新規	男女平等推進センター	引き続き、講座修了者の意向に配慮して、関連情報や講座案内等を行う。	講座修了者への関連情報の提供により、6名がまなこサポーター及びセンター企画運営委員会委員への参画につながった。	A	引き続き、講座修了者の意向に配慮して、関連情報や講座案内等を行う。	
101	ヒューマン・ネットワークセンター登録団体の見直し	ヒューマン・ネットワークセンター移転に伴い、男女共同参画センターとしての利用登録団体のあり方について検討・見直しを行う。	継続	男女平等推進センター	センター登録団体へ対し、移転までの会議室利用や移転後の利用などについて随時個別に対応する。	センター登録団体へ対し、移転までの会議室利用や移転後の利用などについて個別の対応を行った。	B	今後は、男女平等推進登録団体に対し、センターの利用促進を図っていく。	

(4) 男女共同参画情報誌等の発行

102	「まなこ」「そよ風」の発行(事業5再掲)	男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画情報誌「まなこ」やヒューマン・ネットワークセンターだより「そよ風」を発行する。市民が編集する「まなこ」は、ヒューマン・ネットワークセンターの専門性を活用できるよう検討する。	充実	男女平等推進センター	引き続きセンターの専門性を「まなこ」に取り入れるほか、「まなこ」と「そよ風」のあり方について検討する。	男女平等推進センターのオープンに伴い、広報の効率化の観点から、「そよ風」を「まなこ」に統合した。	B	「まなこ」100号を記念したパネル展示を行い、さらなる周知を図る。
-----	----------------------	---	----	------------	---	--	---	-----------------------------------

基本施策2 男女共同参画基本条例(仮称)の制定検討

(1) 男女共同参画基本条例(仮称)の制定検討(☆)

103	庁内検討会の設置	庁内検討会を設置し、事例研究や課題の整理を行い、市民・有識者による検討会設置に向け準備する。	継続	男女平等推進センター	男女共同参画基本条例(仮称)検討委員会を設置したため、目的を達成し、事業を終了する。	—	—	—
104	市民・有識者を含む検討会の設置	市民への意識の浸透を図り、施策推進の基本指針とするため、条例制定についての市民・有識者による検討会を設置する。	継続	男女平等推進センター	引き続き、検討委員会で条例の素案について検討し、答申に向けて市民意見交換会や推進委員会との意見交換会を開催する。	検討委員会で条例の素案について検討し、答申に向けて市民意見交換会や推進委員会との意見交換会を開催し、意見を反映した提言書を市長に提出した。	A	男女平等の推進に関する条例の制定により、目的を達成し、事業を終了する。

武蔵野市第三次男女共同参画計画 数値目標推進状況

基本目標	指標	計画策定時の値	現状値	目標値	根拠及び確認	主管課
		H24	H28末	H30		
基本目標Ⅰ 男女平等の意識を育むまち	男女共同参画週間事業参加団体(団体数)	9団体	11団体	15団体	男女共同参画週間事業報告書	男女平等推進センター
基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立でき、個性と能力を發揮できるまち	ワーク・ライフ・バランスを知っている人の割合(%)	41.1% *1	-	50%	市民意識調査	男女平等推進センター
	市役所内の審議会等における女性委員の割合(%)	45.9%	50%	50%	武蔵野市における委員会等への女性の参画状況調査	男女平等推進センター
	市役所内における女性管理職の割合(%)	6.8%	9.6%	20% *2	特定事業主行動計画	人事課
	市役所内における男性の育児休業の取得率(%)	11.8%	36.4%	15% *3	特定事業主行動計画	人事課
	市役所内における男性の出産支援休暇の取得率(%)	88.2%	82%	100% *3	特定事業主行動計画	人事課
	産前・産後支援ヘルパー事業(回)	1,430回	2,439回	-	子どもプラン武蔵野	子ども家庭支援センター
	病児・病後児保育(人・箇所数)	8人 2か所	955人(延人数) 2か所	2,637人(延人数) 3か所 *3	子どもプラン武蔵野	子ども育成課
	幼稚園等預かり保育事業(人・箇所数)	30人 5か所	45,229人 13か所	67,194人(延人数) 13か所 *3	子どもプラン武蔵野	子ども育成課
	一時保育事業(その他)(箇所数)	5か所	6か所	8,909人(延人数) 7か所 *3	子どもプラン武蔵野	子ども育成課
	保育提供事業	1,391人 15か所	1,856人 20か所	2号(3歳以上)851人 3号(3歳未満)1,066人 *3	子どもプラン武蔵野	子ども育成課
基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち	配偶者暴力防止法を知っている人の割合(%)	76.1% *4	-	80%	市民意識調査	男女平等推進センター
	女性総合相談を知っている人の割合(%)	12.9%	-	40%	市民意識調査	男女平等推進センター
	大学・高校におけるデートDV防止出前講座(校数)	1校	4校	6校	男女共同参画実施状況調査	男女平等推進センター
	乳がん検診受診率(%)	15.3%	13.7%	50% *5	健康推進計画	健康課
	子宮がん検診受診率(%)	31.9%	30.9%	50% *5	健康推進計画	健康課
基本目標Ⅳ 男女共同参画推進の体制づくりに取り組むまち	ヒューマン・ネットワークセンターを知っている人の割合(%)	20.6%	-	40%	市民意識調査	男女平等推進センター
	「まなこ」を知っている人の割合(%)	20.8%	-	40%	市民意識調査	男女平等推進センター

*1 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成24年)

*4 内閣府「男女間における暴力に関する報告書」(平成24年)

*2 目標年次は平成32年度

*5 目標年次は平成29年度

*3 目標年次は平成31年度

3. 武蔵野市における委員会・審議会等への女性の参画状況

平成29年4月1日現在

1. 議会

No.	名称	平成29年4月1日			平成28年4月1日			根拠法
		総委員数	女性委員数	割合(%)	総委員数	女性委員数	割合(%)	
1	市議会	26	10	38.5%	26	10	38.5%	憲法

2. 行政委員会・委員 地方自治法第180条の5に定めるもの

No.	名称	平成29年4月1日			平成28年4月1日			根拠法
		総委員数	女性委員数	割合(%)	総委員数	女性委員数	割合(%)	
1	教育委員会	5	2	40.0%	5	3	60.0%	地方教育行政の組織の運営に関する法律
2	監査委員	2	0	0.0%	2	0	0.0%	地方自治法
3	選挙管理委員会	4	2	50.0%	4	2	50.0%	地方自治法
4	農業委員会	15	2	13.3%	15	2	13.3%	農業委員会等に関する法律
5	固定資産評価審査委員会	6	2	33.3%	6	1	16.7%	地方税法
	委員数 小計	32	8	25.0%	32	8	25.0%	

3. 付属機関 法律又は条例で設置しているもの(地方自治法第138条の4、第202条の3)

No.	名称	平成29年4月1日			平成28年4月1日			根拠法
		総委員数	女性委員数	割合(%)	総委員数	女性委員数	割合(%)	
1	公務災害補償等審査会	3	1	33.3%	3	1	33.3%	武蔵野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害等に関する条例
2	個人情報保護審議会	8	3	37.5%	8	3	37.5%	武蔵野市個人情報保護条例
3	情報公開委員会	7	3	42.9%	7	3	42.9%	武蔵野市情報公開条例
4	情報公開・個人情報保護審査会	5	1	20.0%	5	1	20.0%	武蔵野市情報公開条例
5	行政不服審査会	5	1	20.0%	5	1	20.0%	武蔵野市行政不服審査に関する条例
6	男女平等推進審議会	8	6	75.0%				武蔵野市男女平等の推進に関する条例
7	武蔵野市男女平等に関する苦情処理委員会	3	3	100.0%				武蔵野市男女平等の推進に関する条例
8	国民健康保険運営協議会	17	3	17.6%	17	3	17.6%	国民健康保険法
9	環境浄化審議会	6	3	50.0%	6	3	50.0%	武蔵野市環境浄化に関する条例
10	生活安全会議	5	1	20.0%	5	0	0.0%	武蔵野市生活安全条例
11	生活安全対策推進協議会	27	6	22.2%	27	6	22.2%	武蔵野市生活安全条例
12	国民保護協議会	28	4	14.3%	28	3	10.7%	武蔵野市国民保護協議会条例
13	国民保護協議会幹事会	18	2	11.1%	18	1	5.6%	武蔵野市国民保護協議会条例
14	防災会議	28	4	14.3%	28	3	10.7%	災害対策基本法・武蔵野市防災会議条例
15	消防団員賞じゅつ金審査委員会	4	0	0.0%	4	0	0.0%	武蔵野市消防団員賞じゅつ金支給条例

16	環境市民会議	19	5	26.3%	19	5	26.3%	武蔵野市環境基本条例
17	環境美化推進員	69	39	56.5%	72	38	52.8%	武蔵野市廃棄物の抑制・再利用と適正処理及びまちの美化に関する条例
18	廃棄物に関する市民会議				14	4	28.6%	武蔵野市廃棄物の抑制・再利用と適正処理及びまちの美化に関する条例
19	民生委員推薦会	14	9	64.3%	14	6	42.9%	民生委員法
20	介護認定審査会	74	20	27.0%	75	20	26.7%	介護保険法
21	障害者福祉センター運営協議会	13	7	53.8%	14	4	28.6%	武蔵野市障害者福祉センター条例
22	障害支援区分認定審査会	16	8	50.0%	16	8	50.0%	武蔵野市障害支援区分認定審査会条例
23	保健センター運営委員会	12	4	33.3%	12	4	33.3%	武蔵野市立保健センター条例
24	子どもプラン推進地域協議会	18	7	38.9%	19	10	52.6%	次世代育成支援対策推進法および子ども・子育て支援法
25	子育て支援ネットワーク会議	38	14	36.8%	38	11	28.9%	武蔵野市児童虐待の防止及び子育て家庭への支援に関する条例
26	青少年問題協議会	30	12	40.0%	31	12	38.7%	武蔵野市青少年問題協議会条例
27	まちづくり委員会	10	4	40.0%	7	1	14.3%	武蔵野市まちづくり条例
28	都市計画審議会	15	5	33.3%	15	4	26.7%	都市計画法
29	建築審査会	6	0	0.0%	5	0	0.0%	建築基準法
30	交通安全対策会議	9	1	11.1%	11	0	0.0%	交通安全対策基本法
31	自転車等駐車対策協議会	15	2	13.3%	15	2	13.3%	武蔵野市自転車等の適正利用及び放置防止に関する条例
32	建築紛争調停委員会	3	1	33.3%	3	1	33.3%	武蔵野市中高層建築物の建築に係る紛争と調整に関する条例
33	財産価格審議会	9	2	22.2%	9	2	22.2%	武蔵野市財産価格審議会条例
34	奨学金審議会	9	2	22.2%	9	1	11.1%	武蔵野市奨学金支給条例
35	文化財保護委員	10	2	20.0%	10	2	20.0%	武蔵野市文化財保護条例
36	スポーツ推進委員	20	9	45.0%	22	9	40.9%	スポーツ基本法
37	社会教育委員の会議	11	7	63.6%	11	7	63.6%	武蔵野市社会教育委員に関する条例
38	市民会館運営委員会	9	4	44.4%	9	4	44.4%	武蔵野市市民会館条例、同施行規則
39	歴史公文書等管理委員会	5	1	20.0%	5	1	20.0%	武蔵野市歴史公文書等の管理に関する条例、武蔵野市歴史公文書等管理委員会規則
	委員数 小計	606	206	34.0%	616	184	29.9%	

4. その他の審議会等 要綱などにより設置されている長の私的諮問機関等

No.	名称	平成29年4月1日			平成28年4月1日			根拠法
		総委員数	女性委員数	割合(%)	総委員数	女性委員数	割合(%)	
1	財政援助出資団体経営懇談会	15	0	0.0%	15	0	0.0%	武蔵野市財政援助出資団体経営懇談会設置要綱
2	自治基本条例(仮称)に関する懇談会	9	2	22.2%				武蔵野市自治基本条例(仮称)に関する懇談会設置要綱
3	武蔵野桜まつり実行委員会	21	5	23.8%	21	6	28.6%	武蔵野桜まつり実行委員会設置要綱
4	コミュニティセンター事業費等検討委員会	8	1	12.5%	8	3	37.5%	武蔵野市コミュニティセンター事業費等検討委員会要綱
5	特定非営利活動法人補助金交付審査会	3	1	33.3%	3	0	0.0%	武蔵野市特定非営利活動法人補助金交付要綱
6	美術資料収集選定委員会	3	1	33.3%	3	1	33.3%	武蔵野市美術資料収集選定委員会設置要綱

7	非核都市宣言平和事業実行委員会	13	4	30.8%	12	4	33.3%	武蔵野市非核都市宣言平和事業実行委員会設置要綱
8	男女共同参画推進委員会				6	4	66.7%	武蔵野市男女共同参画推進委員会設置要綱
9	武蔵野市立男女平等推進センター企画運営委員会	10	9	90.0%				武蔵野市立男女平等推進センター企画運営委員会設置要綱
10	市民活動推進委員会				7	3	42.9%	武蔵野市市民活動推進委員会設置要綱
11	生活安全会議幹事会	17	1	5.9%	17	1	5.9%	武蔵野市生活安全条例施行規則
12	市民安全パトロール隊委員会	15	0	0.0%	15	0	0.0%	武蔵野市市民安全パトロール隊委員会設置要綱
13	武蔵野市緑化・環境市民委員	11	4	36.4%	11	4	36.4%	武蔵野市緑化・環境市民委員会設置要綱
14	ようこそ美しいまち三鷹駅北口委員会				11	0	0.0%	武蔵野市ようこそ美しいまち三鷹駅北口設置要綱
15	ようこそ美しいまち武蔵境委員会				14	2	14.3%	武蔵野市ようこそ美しいまち武蔵境委員会設置要綱
16	ごみ減量協議会				13	6	46.2%	武蔵野市ごみ減量協議会設置要綱
17	ごみ減量資源化推進事業者認定表彰委員会	5	1	20.0%	5	1	20.0%	武蔵野市ごみ減量資源化推進事業者認定表彰委員会設置要綱
18	武蔵野市ごみ収集の在り方等検討委員会				18	8	44.4%	武蔵野市ごみ収集の在り方等検討委員会設置要綱
19	武蔵野クリーンセンター運営協議会	11	5	45.5%	11	5	45.5%	武蔵野クリーンセンター運営協議会要綱
20	第三期 新武蔵野クリーンセンター(仮称)施設・周辺整備協議会	20	7	35.0%	21	7	33.3%	第三期 新武蔵野クリーンセンター(仮称)施設・周辺整備協議会 設置要綱
21	健康福祉総合計画推進会議	12	4	33.3%	9	4	44.4%	武蔵野市健康福祉総合計画推進会議設置要綱
22	社会を明るくする運動実行委員会(実務担当者)	26	10	38.5%	23	12	52.2%	社会を明るくする運動武蔵野市設置要綱
23	武蔵野市在宅医療・介護連携推進協議会	17	7	41.2%	17	8	47.1%	武蔵野市在宅医療・介護連携推進協議会設置要綱
24	武蔵野市シニア支え合いポイント制度推進協議会	8	4	50.0%				武蔵野市シニア支え合いポイント制度推進協議会設置要綱
25	地域包括ケア推進協議会	20	9	45.0%	20	9	45.0%	武蔵野市地域包括ケア推進協議会設置要綱
26	テンミリオンハウス事業採択評価委員会	9	2	22.2%	9	3	33.3%	武蔵野市テンミリオンハウス事業採択評価委員会設置要綱
27	障害者就労支援センター運営委員	7	3	42.9%	7	3	42.9%	武蔵野市障害者就労支援センター運営協議会設置要綱
28	武蔵野市地域自立支援協議会	14	6	42.9%	14	6	42.9%	武蔵野市地域自立支援協議会設置要綱
29	献血推進協議会	22	7	31.8%	22	5	25.0%	武蔵野市献血推進協議会設置要綱
30	市民用病床運営協議会	9	0	0.0%	9	1	11.1%	武蔵野市市民用病床運営協議会設置要綱
31	予防接種対策委員会	7	1	14.3%	7	1	14.3%	武蔵野市予防接種対策委員会規則
32	武蔵野市健康推進計画・食育推進計画策定委員会	11	6	54.5%				武蔵野市第3期健康福祉総合計画・地域福祉計画策定委員会等設置要綱
33	武蔵野市まちぐるみ子育て応援事業評価委員会	4	1	25.0%	4	1	25.0%	武蔵野市まちぐるみ子育て応援事業評価委員会設置要綱
34	すくすく泉事業採択・評価委員会	6	5	83.3%	6	5	83.3%	武蔵野市すくすく泉事業実施要綱
35	武蔵野市就学前施設におけるリスクマネジメント委員会	7	4	57.1%	7	4	57.1%	武蔵野市就学前施設におけるリスクマネジメント実施要綱
36	青少年善行表彰選考委員会	11	4	36.4%	11	5	45.5%	武蔵野市青少年善行表彰及び奨励事業実施要綱
37	地域子ども館事業推進会議	300	258	86.0%	287	256	89.2%	武蔵野市地域子ども館事業企画運営会議運営要綱
38	子どもを守る武蔵野連絡会	18	8	44.4%	17	6	35.3%	武蔵野市子どもを守る武蔵野連絡会設置要綱
39	武蔵野市バリアフリーネットワーク会議	21	4	19.0%				武蔵野市バリアフリーネットワーク会議設置要綱
40	武蔵野市開かれた学校づくり協議会	140	82	58.6%	139	82	59.0%	武蔵野市開かれた学校づくり協議会設置要綱

41	学校給食運営委員会	97	68	70.1%	97	70	72.2%	武蔵野市学校給食運営委員会規則
42	特別支援教育就学支援委員会	38	22	57.9%	34	22	64.7%	武蔵野市特別支援教育就学支援委員会設置要綱
43	通級判定委員会	25	13	52.0%	19	8	42.1%	武蔵野市通級判定委員会設置要綱
44	学校保健委員会(幹事会)	14	9	64.3%	14	9	64.3%	武蔵野市学校保健委員会設置要綱
45	学校施設開放運営委員会	90	79	87.8%	84	74	88.1%	武蔵野市学校施設の開放に関する条例施行規則
46	図書館運営委員会	8	4	50.0%	8	4	50.0%	武蔵野市図書館運営委員会設置要綱
	委員数 小計	1102	661	60.0%	1075	653	60.7%	

4. 都区市町村の議会・委員会等の女性比率

基準日 平成15年:3月31日(職員割合のみ4月1日)、平成16年～:4月1日 (単位:%)

	都区市町村	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
議会	武蔵野市	25.0	26.7	26.7	26.7	23.1	23.1	23.1	25.0	25.0	34.6	34.6	34.8	34.8	38.5
	東京都	15.2	15.6	17.1	17.3	17.5	17.6	17.6	18.9	19.0	20.2	20.0	20.0	19.4	19.7
	区	20.6	21.5	21.8	21.9	24.1	24.7	25.0	24.8	24.6	26.1	25.7	26.0	26.3	27.0
	市	23.8	23.3	23.4	23.0	23.7	23.6	23.7	24.7	25.3	25.8	26.4	26.4	27.7	28.4
	町村	7.1	10.2	10.2	11.6	10.3	9.6	9.6	9.6	9.9	10.2	9.6	9.8	9.1	9.0
行政委員会	武蔵野市	16.7	20.0	20.0	14.3	14.3	17.1	17.1	20.0	22.9	22.9	25.7	31.4	34.4	25.0
	東京都	7.2	6.4	7.7	6.6	7.7	***	13.0	12.1	10.9	***	10.9	10.9	10.9	13.0
	区	13.9	11.8	12.4	12.5	11.4	13.0	13.3	14.1	14.1	16.1	17.0	16.7	16.6	16.6
	市	11.4	10.8	10.0	11.3	10.5	11.4	11.9	12.0	12.1	11.6	12.0	12.4	12.5	12.4
	町村	14.6	13.3	14.2	16.0	16.2	16.0	17.3	14.8	16.0	16.9	16.8	14.3	15.4	15.2
付属機関	武蔵野市	44.2	46.9	45.0	43.9	36.7	35.1	34.5	33.7	34.3	33.0	30.7	32.1	31.1	29.9
	東京都	15.7	22.1	23.0	23.4	***	***	23.1	23.1	24.9	24.9	24.9	24.6	29.7	***
	区	21.9	24.0	23.8	24.5	24.1	25.5	25.0	25.0	25.0	25.5	25.8	27.1	26.8	26.8
	市	31.0	31.7	31.3	30.0	28.4	28.0	29.0	28.9	28.5	27.6	28.7	29.2	29.6	28.9
	町村	17.3	19.7	19.9	21.9	17.4	18.7	19.0	19.1	19.4	19.0	19.9	20.3	20.7	19.9
その他の審議会	武蔵野市	63.1	63.9	64.3	66.1	64.5	64.8	65.8	65.9	65.5	55.4	60.1	59.6	60.9	60.7
	東京都	32.7	21.6	21.6	20.7	***	***	17.7	16.9	17.6	17.6	17.6	22.6	26.8	***
	区	33.8	31.6	33.4	34.2	34.5	34.7	35.0	35.0	34.2	34.1	33.6	33.8	34.1	34.1
	市	35.9	43.9	42.8	43.8	43.5	42.0	42.0	41.7	43.7	37.8	37.6	30.3	30.3	30.3
	町村	29.7	39.6	40.7	39.2	36.6	35.0	33.4	33.2	30.7	32.3	31.7	29.0	32.0	31.5
職員	武蔵野市	41.4	41.6	41.9	42.3	43.5	44.1	44.6	45.3	46.0	46.2	46.7	47.0	47.6	48.6
	東京都	32.4	32.1	32.5	36.3	36.8	37.3	37.8	38.9	39.2	39.1	39.1	39.3	39.4	***
	区	52.8	54.0	54.0	52.5	52.5	52.7	52.8	53.1	53.0	53.3	53.2	52.9	52.8	52.9
	市	38.3	38.8	39.0	39.3	39.7	39.3	41.3	41.7	42.2	42.9	43.5	43.6	43.9	44.2
	町村	34.0	33.0	33.7	32.9	32.9	32.7	32.2	33.4	34.2	33.2	34.0	33.9	33.6	33.9

参考資料: 区市町村男女平等施策推進状況調査(東京都生活文化局)

5. 武蔵野市の職員の女性比率

基準日 年月日	職員数				部課長			課長補佐			係長			主任			主事			採用		
	男	女	計	比率	男	女	比率	男	女	比率	男	女	比率	男	女	比率	男	女	比率	男	女	比率
29.4.1	480	467	947	49.31%	93	12	11.42%	48	41	46.07%	103	53	33.97%	149	210	58.50%	87	151	63.45%	12	14	53.85%
28.4.1	484	458	942	48.60%	94	10	9.60%	58	44	43.10%	94	47	33.30%	141	204	59.10%	97	153	61.20%	6	19	76.00%
27.4.1	497	453	950	47.6%	94	9	8.7%	66	46	41.0%	91	44	32.6%	143	201	58.4%	103	153	59.8%	6	15	71.4%
26.4.1	506	448	954	47.0%	94	8	7.8%	66	47	41.6%	85	38	30.9%	145	190	56.7%	116	165	58.7%	16	15	48.4%
25.4.1	510	447	957	46.7%	97	7	6.7%	67	48	41.7%	84	38	31.1%	136	184	57.5%	126	170	57.4%	11	13	54.2%
24.4.1	521	448	969	46.2%	95	5	5.0%	67	47	41.2%	83	33	28.4%	147	191	56.5%	129	172	57.1%	12	12	50.0%
23.4.1	536	456	992	46.0%	92	4	4.2%	67	40	37.4%	85	38	30.9%	161	187	53.7%	131	187	58.8%	9	14	60.9%
22.4.1	557	462	1019	45.3%	87	3	3.3%	59	25	29.8%	96	55	36.4%	179	176	49.6%	136	203	59.9%	16	15	48.4%
21.4.1	573	461	1034	44.6%	87	4	4.4%	63	18	22.2%	99	56	36.1%	183	174	48.7%	141	209	59.7%	12	22	64.7%
20.4.1	588	463	1051	44.1%	85	4	4.5%	65	17	20.7%	106	42	28.4%	187	183	49.5%	145	217	59.9%	17	21	55.3%
19.4.1	607	468	1075	43.5%	86	7	7.5%	65	15	18.8%	106	38	26.4%	176	180	50.6%	174	228	56.7%	6	14	70.0%
18.4.1	629	461	1090	42.3%	83	4	4.6%	59	12	16.9%	110	36	24.7%	187	179	48.9%	190	230	54.8%	5	12	70.6%
17.4.1	651	469	1120	41.9%	95	3	3.1%	62	10	13.9%	113	42	27.1%	192	187	49.3%	189	227	54.6%	7	15	68.2%
16.4.1	617	440	1057	41.6%	70	1	1.4%	59	9	13.2%	96	38	28.4%	181	157	46.4%	211	235	52.7%	23	17	42.5%
15.4.4	628	444	1072	41.4%	76	2	2.6%	68	8	10.5%	97	39	28.7%	189	160	45.8%	198	235	54.3%	10	6	37.5%
14.4.1	636	450	1086	41.4%	77	2	2.5%	57	7	10.9%	104	34	24.6%	181	164	47.5%	217	243	52.8%	10	12	54.5%
13.4.4	657	464	1121	41.4%	87	2	2.2%	48	6	11.1%	105	21	16.7%	149	150	50.2%	268	285	51.5%	4	6	60.0%
12.4.4	682	468	1150	40.7%	91	2	2.2%	45	7	13.5%	93	18	16.2%	160	144	47.4%	293	297	50.3%	5	5	50.0%

*平成16年までは派遣・休職を除く

6. 武蔵野市男女平等推進審議会評価

凡例

【武蔵野市男女平等推進議会による評価】

◎…順調である	効果的な取組みができている場合
○…概ね順調である	全体的に推進が図られている場合
△…課題がある	ある程度の成果は認められるが一部課題がある場合
×…不十分である	事業に取り組めていない、成果がない場合

基本目標 I 男女平等の意識を育むまち

		評価
基本施策1-1	男女共同参画の意識づくり	○
施策(1)	男女共同参画の意識啓発	○

男女平等推進審議会の講評

- ・意識啓発のための講座開催については、基本目標に沿って分野を網羅した形で開催されており、定員に対する参加率も比較的高く、概ね順調に取り組んでいる。ただし、男性向けの啓発講座に関しては、参加者数が定員に対して半数以下と苦戦している状況がみられる。今後はより参加しやすい講座企画について検討されたい。
- ・男女平等推進情報誌「まなこ」については、いまだ認知度が低い状況にあると思われる。また、センター自体の認知度や講座・イベントのPR等に関しても、特に東部エリアでは情報が行き届いていない面があると思われるため、今後より多くの人の目に触れるような吉祥寺エリアでの配架先の開拓などについて検討されたい。

		評価
基本施策1-2	男女平等教育の推進	○
施策(1)	男女平等の視点に立った学校教育の推進	○

男女平等推進審議会の講評

- キャリア教育の推進事業である、中学2年時の3日間の職場体験学習については、地域コーディネーターの活用等により、例年どおり充実したプログラムで推進が図られている。地域と学校をつなぐキーパーソンである地域コーディネーターへの啓発とともに、男女平等教育の推進については、他の自治体の一部でも取り組まれているように、中学校での人権教育の一つとしてデートDVを取り上げることについて検討されたい。

		評価
基本施策1-3	男女共同参画の視点に立った表現の浸透	○
施策(1)	メディア・リテラシーの向上	○

男女平等推進審議会の講評

- ・公立学校の情報モラル教育に関しては、学校と家庭が連携する形でのSNSルールづくりが行われ、充実が図られた。また、今後実施予定の教育フォーラムの中で、SNSをテーマとした情報モラル教育を取り上げることが検討されており、さらに推進が図られることに期待したい。
- ・行政刊行物の表現の見直しに関しては、他自治体のガイドラインの情報収集のみの段階にとどまっており、取り組みが進んでいない。公表する情報への配慮は条例にも掲げられており、まずは市がモデルとなるものを作成すべきだと考える。良い事例を参考に検討されたい。

基本目標Ⅱ 男女平等の意識を育むまち

		評価
基本施策2-1	ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	○
施策(1)	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発	○

男女平等推進審議会の講評	
<p>ワーク・ライフ・バランスの啓発のための講座等の実施については、企画の構成やパネリストの人選などを工夫し、充実した内容で行われている。ただし、講座等の実施報告については、年度ごとの事業概要には掲載されているが、講座終了後のタイムリーな実施報告がされていない。今後の参加者の増加につなげていくためにも、振り返り等の報告をホームページ上でなるべく早期に掲載していくことが望ましい。</p>	

		評価
基本施策2-2	職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	○
施策(1)	市内企業等との協働によるワーク・ライフ・バランスの推進	△
施策(2)	ワーク・ライフ・バランスのモデル事業所としての市役所の取り組み	◎

男女平等推進審議会の講評	
<p><u>施策(1)市内企業等との協働によるワーク・ライフ・バランスの推進</u></p> <p>市内企業等に対する啓発に向けた情報の周知に関して積極的な動きが見られなかった。今後は、ワーク・ライフ・バランス推進企業に対する都の認定制度やモデルとなる取り組み事例等の情報を、商工会議所等を通じて効果的に周知していく方法について検討されたい。</p>	
<p><u>施策(2)ワーク・ライフ・バランスのモデル事業所としての市役所の取り組みについて</u></p> <p>男性の育児休業の取得率は、平成27年度の30.0%から平成28年度は36.4%へと上昇し、平成31年度の目標値である15%を超え高い水準で推移している。出産予定日と育児休業取得の意向を把握するための出産予定報告書を男性職員より提出させることにより、対象者に漏れなくアプローチし促進した積極的な取り組みを評価する。今後は、このような市のワーク・ライフ・バランスのモデル事業所としての取り組みを市内事業所等に周知していくことについて検討されたい。一方で、市職員の超過勤務時間数は26市中最も多い状況であり課題となっている。他自治体の取り組み等も参考に効果的な超過勤務縮減策について検討されたい。</p>	

		評価
基本施策2-3	子育て及び介護支援の充実	◎
施策(1)	子育て支援施策の充実	○
施策(2)	介護支援施策の充実	◎

男女平等推進審議会の講評

施策(1)子育て支援施策の充実

子育て支援施策の取り組み状況は、数値目標を掲げている事業が着実に目標値に近づいてきていることもあり、全体的におおむね順調と言える。ただし、子育て環境については、特に病児・病後児保育が重要であるが、現時点では、病後児保育施設に地域差がある。東部への病後児保育施設の設置が望まれる。また、待機児対策に関しては、低年齢児の入所の厳しい状況や、子どもの数の増加への対応等について引き続き検討が必要である。

施策(2)介護支援施策の充実

認知症見守り支援事業の利用登録者は、昨年度の44人から今年度は75人と、31人増加しており、介護家族の負担軽減に貢献している。また、介護人材の確保のためのケアリンピック武蔵野のイベントにおいても、来場者が昨年度の783人から今年度は963人と、180人増加した。そのほか、医療ニーズの高い重度の要介護認定者等のための、訪問看護との連携強化事業なども含め、武蔵野市独自のこれらのサービス事業を順調に進めている。

		評価
基本施策2-4	あらゆる分野への女性の参画の推進	○
施策(1)	政策・方針決定の場への女性の参画の推進	○
施策(2)	女性の再就職支援・起業支援	○
施策(3)	女性の地域活動への参画促進	○

男女平等推進審議会の講評

(1)政策・方針決定の場への女性の参画の推進

審議会等における女性委員の割合は、目標値の50%を達成した。ただし、防災や建築などの審議会等ではまだ低い状況なので、引き続き庁内において推進を図りたい。市役所の女性管理職の割合は、平成27年度の8.7%から平成28年度は9.6%と着実に向上しているが、平成31年度の目標値である20%にはまだ及ばない状況である。管理職を目指しやすい環境づくりに向け、より一層取り組んでほしい。

(2)女性の再就職支援・起業支援

むさしの創業サポートネットによる創業支援事業においては、女性を主な対象とした創業支援施設が市内4か所に設置された。今後はこれらの施設を活用した起業の実現に期待したい。

(3)女性の地域活動への参画推進

防災の取り組みとして、策定中の「避難所運営の手引き」において、女性の視点を取り入れた対策が掲載された。計画の事業内容にもあるように、今後は、女性の視点を取り入れた実践的な訓練が行われることが望まれる。

		評価
基本施策2-5	男性の家庭・地域活動への参画促進	○
施策(1)	男性の子育て、介護、地域活動等への参画促進	○

男女平等推進審議会の講評

男性の家庭・地域活動への参画促進に関する事業については、啓発講座や料理教室の開催、シニア向けの地域参画のきっかけづくりのイベントなど、全体的に各主管課で目標に掲げられた取り組みが実施されており、おおむね順調である。

基本目標Ⅲ 男女平等の意識を育むまち

		評価
基本施策3-1	配偶者等からの暴力の未然防止と被害者支援	○
施策(1)	暴力の未然防止と早期発見	○
施策(2)	相談事業の充実	○
施策(3)	安全の確保	◎
施策(4)	自立支援	◎
施策(5)	推進体制の整備	○

男女平等推進審議会の講評

施策(1)暴力の未然防止と早期発見

デートDV防止出前講座は平成24年度より毎年大学で開催しているが、事業目標にもあるように、より若年世代に向けた意識啓発が必要である。今後は、高校生など、より若年

世代を対象とした出前講座の実施について検討されたい。

施策(1)暴力の未然防止と早期発見

デートDV防止出前講座は平成24年度より毎年大学で開催しているが、事業目標にもあるように、より若年世代に向けた意識啓発が必要である。今後は、高校生など、より若年世代を対象とした出前講座の実施について検討されたい。

施策(2)相談事業の充実

市役所で行っていた女性総合相談を、就業者にも利用しやすいよう休日及び平日夜間の時間帯に相談枠を設け、平成29年1月からの男女平等推進センターでの実施に円滑に移行した。今後さらに周知を図るとともに、配偶者暴力被害者の早期発見を促すためにも、相談窓口等を掲載した「女性相談支援カード」を作成し、市内公共施設や民間施設のトイレ等に貼付・配布することについて検討されたい。

施策(3)安全の確保 (4)自立支援

被害者の安全確保に関しては、都や警察等と連携した保護対策が講じられている。また、被害者へのカウンセリング等のメンタルケアに関しては、新規の取り組みとして、医療機関と連携した支援体制を構築し、継続した心理的援助が行われている。

施策(5)推進体制の整備

女性総合相談のあり方について、子ども家庭支援センターと男女平等推進センターで相談体制の見直しを行い、配偶者暴力関連の相談事例は子ども家庭支援センターに集約するなど、連携体制を整備したことは評価できる。一方で、配偶者暴力相談支援センター(以下「配暴センター」という。)の設置のに向けた取り組みとしては、都内にある配暴センターの情報把握のみでは不十分であり、配暴センター機能の整備・設置という視点での研究が必要である。

		評価
基本施策3-2	セクシュアル・ハラスメントやストーカーへの対策	○
施策(1)	セクシュアル・ハラスメントやストーカーへの対策	○

男女平等推進審議会の講評	
<p>「女性に対する暴力をなくす運動」期間において、DV防止に関する啓発講座やパネル展示等の事業を例年どおり着実にいったほか、DV・モラハラ電話相談を新規に実施した。また、情報誌「まなこ」ではモラル・ハラスメントを特集するなど、おおむね順調な取り組みが行われている。</p>	

		評価
基本施策3-3	特別な配慮を必要とする人への支援	○
施策(1)	ひとり親家庭等への支援	◎
施策(2)	高齢者・障害者の方への支援	○
施策(3)	性同一性障害のある人などへの支援	△

男女平等推進審議会の講評	
<p><u>施策(1)ひとり親家庭等への支援</u> ひとり親家庭へのホームヘルプ事業の利用実績は、昨年度の20世帯:964回から今年度は33世帯:1,184回と伸びており、利用条件の緩和等により制度の対象者が増加し、着実な推進が図られた。また、教育支援課で今年度より実施した、高校生がいる世帯への修学支援事業は、国や都の制度を補完する新たな支援制度であり、ひとり親家庭に対する教育支援施策として充実が図られたことは評価に値する。</p> <p><u>施策(2)高齢者・障害者の方への支援</u></p>	

<p>高齢者・障害者の方への孤立防止の取り組みに関しては、孤立防止ネットワーク連携会議の定期的な開催により関係機関と連携を図り、着実に推進している。また、虐待防止対策の推進にあたっては、サービス提供事業者向けに虐待防止研修を年4回開催するなど、新たな取り組みが行われた。</p> <p><u>施策(3)性同一性障害のある人などへの支援</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・性同一性障害がある人など、セクシュアル・マイノリティに関しては、理解を深めるための啓発講座は着実に実施されているが、今後は、先進的な自治体で行われているような当事者のための相談支援事業など新たな施策展開に向けた検討が必要である。 ・学校教育での個別的支援においては、スクールカウンセラーや市派遣相談員と連携した支援体制を整備し充実を図ったことは評価できる。これらの体制により今後も適切な対応ができるよう取り組まれない。

		評価
基本施策3-4	女性の生涯にわたる健康施策の推進	○
施策(1)	各種健康診断の充実	○
施策(2)	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発	○

男女平等推進審議会の講評	
<p><u>施策(1)各種健康診断の充実</u> 乳がん・子宮頸がんの検診受診率は、平成29年度の目標値:50%との比較において、それぞれ13.7%、30.9%と低い状況にあり、目標到達に向けて厳しい状況である。検診実施場所の増加など一定の取り組みはみられるが、さらに受診しやすい環境づくりに取り組んでほしい。また、骨粗しょう症予防事業に関しては、高齢者向けのイベント等に合わせた検診の実施など、受診者の増加につながる方法について検討されたい。</p> <p><u>施策(2)リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発</u> 今年度実施した啓発講座では、母娘共に参加を促すなど内容も工夫して実施しており、</p>	

参加者もほぼ定員に達したことは評価できる。より多くの若年層への意識啓発が重要であるため、今後はもう少し講座の回数を増やすことや、あるいは、講座以外の啓発方法についても検討されたい。

基本目標Ⅳ 男女共同参画推進の体制づくりに取り組むまち

		評価
基本施策4-1	計画推進体制の充実	○
施策(1)	市民参加による男女共同参画の推進	◎
施策(2)	庁内推進体制の整備	◎
施策(3)	ヒューマン・ネットワークセンターの拡充	○
施策(4)	男女共同参画情報誌等の発行	○

男女平等推進審議会の講評

施策(1)市民参加による男女共同参画の推進

啓発講座の企画運営等を市民や団体と協働して行う体制づくりに向けた検討を行い、平成29年度より公募市民、団体推薦者及びセンタースタッフで構成する企画運営委員会を設置した。この体制により、幅広い市民参画の機会を設けたことは大きな前進である。今後、この企画運営委員会が機能し、事業の効果的な推進が図られることに期待したい。

施策(2)庁内推進体制の整備

市長と賛同する管理職がイクボス・ケアボス宣言を行ったことは、子育てや介護しやすい職場環境づくりに向けた良い取り組みである。市はワーク・ライフ・バランスのモデル事業所として、こういった取り組みを市報等でPRしていくべきである。

施策(3)ヒューマン・ネットワークセンターの拡充

平成28年10月の市民会館への移転により、男女平等の推進拠点として新たに相談機能を担うとともに、子ども家庭支援センターと連携し、配偶者暴力等に対する相談体制を整備した。また、情報誌「まなこ」の編集や登録団体の交流の場としての機能、及び図書室等を整備し情報提供の場としての機能充実も図り、移転後もおおむね順調に推移している。

施策(4)男女共同参画情報誌等の発行

センターの移転に伴い、センター便り「そよ風」を情報誌「まなこ」に統合したことは、広報の効率化の観点から評価するが、センターの活動内容を具体的に記していた「そよ風」の特色を、できる限り「まなこ」の中で残していくよう検討されたい。

評価

		評価
基本施策4-2	男女共同参画基本条例(仮称)の制定検討	◎
施策(1)	男女共同参画基本条例(仮称)の制定検討	◎

男女平等推進審議会の講評

条例の制定検討にあたっては、条例検討委員会による市民との意見交換会、武蔵野市男女共同参画推進委員会との意見交換会、及びパブリック・コメントなどを通じて、市民や有識者からの幅広い意見を参考に反映させたことは評価できる。条例制定後は、書かれている内容や理念をいかに市民に周知・浸透させていくかが重要だと考えるため、今後は、条例の内容をわかりやすく説明したガイドブックなどの作成に取り組み、これらを活用した周知・啓発に努められたい。

(参考資料)武蔵野市男女平等の推進に関する条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 男女平等の推進に関する基本的施策(第9条—第21条)

第3章 男女平等推進審議会(第22条)

第4章 男女平等に関する施策等に係る苦情の処理(第23条・第24条)

第5章 雑則(第25条)

付則

我が国においては、個人の尊重と法の下での平等が日本国憲法でうたわれ、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に基づく国際社会における取組とも連動しつつ、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきた。なかでも、男女共同参画社会基本法においては、男女共同参画社会の実現が21世紀の最重要課題と位置づけられている。

本市においても、昭和60年に婦人問題懇談会を設置し、以来「武蔵野市女性行動計画」をはじめ数次にわたる男女共同参画計画を策定し、総合的かつ計画的に男女平等を推進するための施策に取り組んできた。

また、都市文化や市民活動及び事業活動の持ち味を生かし、一人ひとりを大切にした自治と連携のまちづくりを推進してきた。なかでも、昭和50年代における吉祥寺の環境浄化運動のさきがけとなる活動、平成10年以降の男女共同参画を推進する拠点施設の運営などにおいて、女性が積極的な役割を担ってきた経緯がある。

しかしながら、今なお、性別等による固定的な役割分担の意識、当該役割分担が反映された社会的慣行、性別等に起因する暴力、政策等への参画格差、賃金格差、教育格差等、多くの課題が残されている。少子高齢化、グローバル化、情報化などの変化が加速的に進み、生き方や働き方が多様化する現代社会にあって、こうした課題は、生きがいを実感できる社会や活力ある社会の構築を阻害する要因となるものであり、課題解決のためには、教育や学習を含めた男女平等を推進するための様々な取組が必要である。

全ての人々が、互いの人権を尊重し、多様な性の在り方に関する理解を深めることで、性別等にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女平等社会を実現し、次世代につないでいくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女平等の推進について、基本理念を定め、武蔵野市(以下「市」という。)、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、男女平等の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって男女平等社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 性別等 男女の別だけではない多様な性の在り方(性自認(自らの性別に関する認識をいう。))及び性的指向(恋愛感情又は性的な関心がいずれの性別に向かうかの指向をいう。))を含む。をいう。
- (2) 男女平等 全ての人々が、性別等にかかわらず、その人権を尊重しつつ、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、あらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、責任を分かち合うことができることをいう。
- (3) 市民 市内に住所を有し、市内の学校に在学し、市内の事務所若しくは事業所に勤務し、又は市内において活動する個人をいう。
- (4) 事業者等 営利と非営利とを問わず、市内において活動を行う法人その他の団体及び市内において事業活動を行う個人をいう。
- (5) 性別等による差別的取扱い 次に掲げる取扱いをいう。
ア 性別等を理由とする直接的かつ不合理な取扱い
イ 直接に差別的な条件、待遇差等を設けていないが、性別等による著しい不利益を被るおそれがある基準、慣行等を適用する取扱い
- (6) 親密な関係における暴力等 次に掲げる行為をいう。
ア ドメスティック・バイオレンス(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第1項に規定する配偶者からの暴力及び交際の相手方その他親密な関係にあり、若しくは親密な関係にあった者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。))又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)
イ ストーカー行為(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条第3項に規定するストーカー行為をいう。)
- (7) 性に関するハラスメント 相手の意思に反する性的な発言、行動等が、相手又は周囲の者に対し不快感を与え、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与えることをいう。

- (8) リプロダクティブ・ヘルス 人間の生殖システム並びにその機能及び活動過程の全ての側面において、単に疾病又は障害がないだけでなく、身体的、精神的及び社会的に完全に良好な状態であることをいう。
- (9) セクシュアル・ライツ 性に関することを自ら管理し、自由に、かつ、責任をもって決定でき、そのための情報及び手段を得ることができる基本的権利をいう。
- (10) メディア・リテラシー 新聞、テレビ、インターネットその他のメディアが伝える様々な情報を批判的に読み解き、主体的に取捨選択して活用する能力及び当該メディアを適切に選択して自ら情報を発信する能力をいう。
- (11) ポジティブ・アクション 性別等による格差を改善し、実質的な男女平等社会を実現するための積極的な措置をいう。

(基本理念)

第3条 市、市民及び事業者等は、次に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)に基づいて、男女平等社会の実現に向けた取組を推進するものとする。

- (1) 全ての人々が、性犯罪、親密な関係における暴力等その他の性別等に起因する暴力(以下単に「性別等に起因する暴力」という。)、性別等による差別的取扱い、性に関するハラスメントその他の性別等に起因する人権侵害(以下単に「性別等に起因する人権侵害」という。)を受けることなく、個人として尊重されること。
- (2) 全ての人々が、性別等による固定的な役割分担の意識並びに当該役割分担が反映された社会的な制度及び慣行にとらわれることなく、個人の能力及び個性を発揮し、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること。
- (3) 全ての人々が、性別等にかかわらず、社会の平等な構成員として、あらゆる分野における活動方針の立案及び決定への平等な参画を確保されること。
- (4) 全ての人々が、性別等にかかわらず、それぞれの協力及び社会の支援の下に、家庭生活における活動と地域及び仕事の場における活動との調和のとれた生活を営むことができること。
- (5) 全ての人々が、それぞれの性を理解し、及び尊重し合うとともに、リプロダクティブ・ヘルスに関する権利及びセクシュアル・ライツを認め合い、生涯にわたり健康な生活を営むことができること。
- (6) 全ての人々が、国際社会及び国内における男女平等に係る取組を積極的に理解し、推進することができること。
- (7) 性別等に起因する困難を有する者だけでなく、知的又は精神的な障害があること等に加えて当該困難を有することで複合的に困難な状況にある者への支援が行われるとともに、これらの者が安心して暮らせる環境の整備に向けた取組が行われること。

- (8) 保育、幼児教育、学校教育、生涯学習その他のあらゆる教育及び学習の場において、男女平等社会を支える意識及び態度の形成に向けた取組が行われること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に基づき、男女平等を推進する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、男女平等の推進にあたっては、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民及び事業者等と協働するものとする。
- 3 市は、率先して男女平等の推進に取り組むとともに、市民及び事業者等の模範となるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女平等に対する理解を深め、家庭、学校、地域、仕事の場その他の社会のあらゆる場において、男女平等を積極的に推進するよう努めるものとする。

- 2 市民は、市が実施する男女平等を推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、基本理念に基づき、その活動において男女平等を積極的に推進するよう努めるものとする。

- 2 事業者等は、市が実施する男女平等を推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(禁止事項)

第7条 市及び事業者等は、その事業及び活動において性別等による差別的取扱いを行い、又はその職場等において性に関するハラスメントを行わせてはならない。

- 2 市民は、性別等に起因する人権侵害を行ってはならない。

(公表される情報への配慮等)

第8条 市、市民及び事業者等は、情報を公表する際には、性別等による差別的取扱い若しくは性別等による固定的な役割分担の意識を助長し、若しくは是認させ、又は性別等に起因する暴力を誘発することのないよう配慮するものとする。

第2章 男女平等の推進に関する基本的施策 (男女平等推進計画の策定)

第9条 市長は、男女平等を推進する施策を総合的かつ計画的に実施するため、武蔵野市男女平等推進計画(男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の規定により市が策定する計画をいう。以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、推進計画の策定又は変更にあたっては、武蔵野市男女平等推進審議会(以下「審議会」という。)に諮問するものとする。

3 市長は、推進計画の策定又は変更にあたっては、市民及び事業者等の意見を反映することができるよう、適切な措置をとるものとする。

4 市長は、推進計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(推進計画の年次報告)

第10条 市長は、推進計画の実施状況について、年次報告を作成し、審議会の評価及び意見を添えて、これを公表するものとする。

(推進体制等)

第11条 市は、男女平等を推進する施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるものとする。

第12条 市は、武蔵野市立男女平等推進センター条例(平成27年12月武蔵野市条例第63号)第1条に規定する武蔵野市立男女平等推進センター(以下「センター」という。)を、男女平等を推進するための拠点とする。

2 市は、センターにおいて、男女平等に関する相談への対応を行うほか、男女平等を推進するための事業を行うものとする。

3 市は、センターのほか、男女平等に関する相談のうち、性別等に起因する暴力に関するものを受け取るための窓口を設置する。

4 市は、前2項に規定する相談を受けたときは、必要に応じて関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第13条 市は、男女平等を推進する施策の策定及び変更に必要な調査研究を行うものとする。

(啓発、普及及び広報)

第14条 市は、市民及び事業者等に対して、男女平等の推進に必要な啓発、普及及び広報活動を実施するものとする。

2 市は、市民及び事業者等に対して、男女平等に関して、メディア・リテラシーの向上が図られるよう、必要な支援を行うものとする。

(市民及び事業者等の活動に対する支援)

第15条 市は、男女平等の推進に関する活動を行う市民及び事業者等に対し、情報提供その他の必要な支援を行うものとする。

(性別等に起因する暴力の根絶及び被害者への支援)

第16条 市は、家庭、学校、地域、仕事の場その他の社会のあらゆる場における性別等に起因する暴力の根絶に向けて必要な措置を講ずるとともに、性別等に起因する暴力により被害を受けた者に対し、必要な支援を行うものとする。

(家庭生活と社会生活との調和)

第17条 市は、全ての人が、性別等にかかわらず、家庭生活における活動と地域及び仕事の場における活動との調和のとれた生活を営みながら、多様な生き方を選択し、実現できるよう必要な支援を行うものとする。

(セクシュアル・ライツへの配慮及びリプロダクティブ・ヘルスに関する支援)

第18条 市は、市民のセクシュアル・ライツに配慮するとともに、市民が生涯を通じてリプロダクティブ・ヘルスを実現し、かつ、保持できるよう、教育、啓発その他の必要な支援を行うものとする。

(教育及び学習に携わる者に対する支援)

第19条 市は、保育、幼児教育、学校教育、生涯学習その他のあらゆる教育及び学習の場において、男女平等社会を支える意識及び態度の形成に向けた取組が行われるよう、当該教育及び学習に携わる者に対し必要な支援を行うものとする。

(防災施策における男女平等の推進)

第20条 市は、防災、災害対応、復興その他の災害に関するあらゆる局面において、男女平等の視点が確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(ポジティブ・アクション)

第21条 市は、第14条から前条までに定めるもののほか、社会のあらゆる分野における活動において、性別等による格差が生じていると認められる場合には、ポジティブ・アクションを講ずるよう努めるものとする。

第3章 男女平等推進審議会

第22条 男女平等の推進について調査し、及び審議するため、審議会を設置する。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、及び答申する。
 - (1) 推進計画の策定及び変更に関すること。
 - (2) 推進計画の実施状況の評価に関すること。
 - (3) 市が実施する男女平等の推進に関する施策又は男女平等の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情(以下「苦情」という。)の処理の在り方に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、男女平等の推進に関すること。
- 3 審議会は、前項各号に掲げるもののほか、男女平等の推進のため必要があると認める事項について、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、男女平等の推進に関して優れた識見を有する者及び公募による市民のうちから、市長が委嘱する委員12人以内をもって組織する。
- 5 審議会の委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 7 審議会の委員の報酬及び費用弁償は、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年2月武蔵野市条例第7号)に定めるところによる。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

第4章 男女平等に関する施策等に係る苦情の処理

(苦情の申立て)

第23条 市民及び事業者等は、市に対して、苦情を申し立てることができる。

- 2 苦情の申立ての窓口は、センターに置く。
- 3 市は、苦情について、公正かつ適切に対応するものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、苦情の申立てに関して必要な事項は、規則で定める。

(苦情処理委員会)

第24条 苦情について、公正かつ適切に対応するため、武蔵野市男女平等に関する苦情処理委員会(以下「苦情処理委員会」という。)を設置する。

- 2 苦情処理委員会は、審議会の委員の中から市長が別に委嘱する委員3人以内をもって組織する。
- 3 苦情処理委員会の委員の任期は、審議会の委員の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 苦情処理委員会は、苦情の申立てに係る市の施策を実施する機関に対し、資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは是正その他の措置を講じるよう意見を述べることができる。
- 5 苦情処理委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 6 苦情処理委員会の委員の報酬及び費用弁償は、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例に定めるところによる。
- 7 前各項に定めるもののほか、苦情処理委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

平成28年度
武蔵野市第三次男女共同参画計画推進状況調査報告書

平成29年12月

発行 武蔵野市
編集 市民部市民活動推進課 男女平等推進センター
〒180-0022 武蔵野市境2-3-7 市民会館1階
TEL 0422-37-3410